

DISCLOSURE 2021

JA 宮崎信連の現況





D I S C L O S U R E 2 0 2 1

CONTENTS

ごあいさつ

経営理念・経営方針	2
リスク管理の状況	3
J Aグループ・J Aバンクシステム	10
事業の概況（令和2年度）	11
地域貢献情報	13
主な事業の内容	18

【単体経営資料】

●決算の状況	26
貸借対照表	26
損益計算書	27
キャッシュ・フロー計算書	28
剰余金処分計算書	29
注記表	30
財務諸表の適正性等にかかる確認	41
会計監査人の監査	41
●損益の状況	42
最近の5事業年度の主要な経営指標	42
利益総括表	42
事業純益	42
資金運用収支の内訳	43
受取・支払利息の増減額	43
●事業の概況	43
貯金に関する指標	43

科目別貯金平均残高	43
定期貯金残高	43
貸出金等に関する指標	44
科目別貸出金平均残高	44
貸出金の金利条件別内訳残高	44
貸出金の担保別内訳残高	44
債務保証の担保別内訳残高	44
貸出金の使途別内訳残高	44
貸出金の業種別残高	45
主要な農業関係の貸出金残高	45
リスク管理債権の状況	46
金融再生法開示債権区分に基づく保全状況	47
元本補てん契約のある信託にかかる貸出金のリスク管理債権の状況	47
貸倒引当金の期末残高および期中の増減額	47
貸出金償却の額	47
有価証券に関する指標	48
種類別有価証券平均残高	48
商品有価証券種類別平均残高	48
有価証券残存期間別残高	48
有価証券の時価情報等	49
有価証券の時価情報	49
金銭の信託の時価情報	50
デリバティブ取引等	50
●経営諸指標	50
利益率	50
貯貸率・貯証率	50
●自己資本の充実の状況	51
自己資本の状況	51
信用リスクに関する事項	55
信用リスク削減手法に関する事項	58
派生商品取引および長期決済期間取引のリスクに関する事項	60
証券化エクスポージャーに関する事項	61
オペレーショナル・リスクに関する事項	61
出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項	61
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項	62
金利リスクに関する事項	63
【役員等の報酬体系】	
役員・職員等・その他	66
【信連の概要】	
沿革	68
組織	69
特定信用事業代理業者の状況	70
店舗等のご案内	71
【索引】	

本冊子は、農業協同組合法第54条の3に基づいて作成したディスクロージャー誌です。
金額は、原則として、単位未満を切り捨てのうえ表示しております。

ごあいさつ



経営管理委員会会長
栗原 俊朗



代表理事理事長
迫 義文

皆さまには、日頃より宮崎県信用農業協同組合連合会（愛称：ＪＡ宮崎信連）をお引き立ていただき厚くお礼申し上げます。

当会は、昭和 23 年の設立以来、宮崎県農業の発展と農家経済の向上はもとより、地域経済・社会の繁栄に役立つ金融機関を目指して、事業を運営してまいりました。

これもひとえに皆さまの温かいご理解とご支援の賜物と深く感謝申し上げます。

さて、わが国経済は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため経済社会活動の抑制を余儀なくされており、政府による各種支援策が講じられているものの、感染防止と経済活動のバランスをとる一進一退の状況であることから国内景気は不安定な状態が続いています。

日銀は、平成 28 年 9 月に「長短金利操作付き量的・質的金融緩和」を導入しましたが、目標とする 2% の物価上昇とは依然乖離があるため、現行の緩和策が継続される状況となっています。

また、農業を取り巻く環境は、担い手の減少や耕作放棄地の増加など農業の持続性が懸念されるなか、異常気象や自然災害の多発に加え、ＴＰＰ 11 など各種貿易協定の発効など外部環境も大きく変化しています。

このような情勢のなかで、全国一体的事業運営と破綻未然防止システムを柱とした「ＪＡバンク基本方針」のもと、当会は農業専門金融機関、地域金融機関としてＪＡ・信連・農林中央金庫一体となった業務機能の発揮と併せ、財務の健全化、リスク管理の強化ならびにＪＡバンク自己改革の実践に取り組んでいるところであります。

今後も、農業はもとより地域の発展と皆さまのご要望にお応えできるよう、役職員一体となって、なお一層のサービスに心掛けてまいります。

ここに、当会に対するご理解をより深めていただくために、経営方針、最近の業況、現在の業務内容等を中心にとりまとめて「ＪＡ宮崎信連の現況 2021」を作成いたしました。

ご高覧いただき、一層のご支援、ご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

令和3年7月

経営管理委員会会長

栗原 俊朗

代表理事理事長

迫 義文

《経営理念・経営方針》

当会は、宮崎県を事業区域として、地元のＪＡ等が会員となって、お互いに助け合い、お互いに発展していくことを共通の理念として運営されている相互扶助型の農業専門金融機関であるとともに、地域経済の活性化に資する地域金融機関です。

当会の資金は、その大半が県内のＪＡにお預けいただいた農家組合員および地域の皆さまの大切な財産である貯金を源泉としております。当会では資金を必要とする農家組合員の皆さま方や、ＪＡ・農業に関連する企業・団体および県内の地場企業や団体、地方公共団体などにもご利用いただいております。

当会は農家組合員の皆さまの経済的・社会的地位の向上を目指し、ＪＡとの強い絆とネットワークを形成することによりＪＡ信用事業機能強化の支援を行うとともに、地域社会の一員として地域経済の持続的発展に努めております。

また、金融機能の提供にとどまらず、環境、文化、教育といった面も視野に入れ、広く地域社会の活性化に積極的に取り組んでおります。

そのなかで当会は、ＪＡ組合員等利用者基盤の維持・拡充を図りつつ、ＪＡバンクの一体的な事業運営とＪＡバンク全体の安全性・効率性の確保に努め、ＪＡバンク自己改革を実践していくため、2019年度から2021年度の中期経営計画を策定し、以下の基本方針のもとで、組合員や地域の皆さまに信頼される経営かつ利用者主導のサービス提供を目指した業務運営を行っております。

1. 組合員・利用者から信頼され、選ばれるＪＡバンクの構築
2. 経営体質の強化・安定による収益確保と会員への還元機能発揮

●ＪＡグループ組織図



《リスク管理の状況》

●リスク管理体制

金融・経済のグローバル化やIT技術の進展等により、金融機関が直面するリスクは多様化・複雑化しており、様々なリスクをいかに適切に把握し管理していくかが収益確保の決定的要素となっております。

また、バーゼルⅢの導入等を背景とした自己責任原則に基づく金融機関経営の健全性維持には、リスク管理への取組強化が従来以上に問われており、経営の健全性・安全性を確保するためには、個々のリスクの管理および様々なリスクの統合的管理の充実が重要な課題となっております。

当会では、このような認識のもと、より高度なリスク管理体制を構築することを目的として、「リスクマネジメント基本方針」を策定し、認識すべきリスクの種類や管理の組織体制と仕組みなど、リスク管理の基本的な体系を整備しております。また、管理すべきリスクを「収益発生を意図し能動的に取得するリスク（信用リスク・市場リスク・流動性リスク）」とそれ以外の「オペレーショナル・リスク」に分類し、それぞれ管理要領を個別に定めて管理を行うとともに、これらを統合的にマネジメントすることを志向しております。

なお、リスク構造等の実態把握と諸リスクの統合的管理、これらを踏まえた各種リスクにかかる限度額の設定・管理等を実施するとともに、リスク管理の観点から諸情報を分析し、適切な経営の判断に資するため、定期的にリスク管理委員会を開催しております。

・ALM管理体制

資産・負債を総合的に管理し、経済・金融見通しを踏まえた調達・運用構造の現状分析および調達・運用にかかる方針等の協議・検討を行うとともに、中長期的なALMの実践により経営の安定化に資するため、定期的にALM委員会を開催し、財務内容の健全化に努めております。

・貸出審査体制

貸出部門とは独立した2次審査部門を設け、与信審査や信用格付審査を行うなど、厳正な審査に基づいた貸出業務運営に努めております。

・自己査定体制

第2次査定部門において第1次査定結果の正確性の検証を行うなど、資産の厳正な自己査定に努めるとともに、自己査定結果を踏まえた適正な償却・引当処理を行っております。

●統合的なリスク管理について

当会が抱えるリスクには、信用リスク・市場リスク・流動性リスクのように収益を追求するために能動的に取得するリスクと、オペレーショナル・リスクのように受動的に発生するリスクがあり、各リスクの特性に適したリスク管理を行う必要があるとともに、多様な資産を組み合わせるポートフォリオを構築する当会においては、これらの異なるリスクを統合的に管理し、経営体力に見合う範囲のリスクテイクにより適切なマネジメントを行うことが不可欠となっております。

このような状況のもとで、当会にあっては、まず規制対応および事業継続を確保する目的から、農協法第11条の2で規定されている経営の健全性を遵守するために、法令で定められた要件に基づく規制資本に関するマネジメント（規制資本管理）を実施するとともに、財務上の諸リスクを中心に影響度が大きく計量化が可能なリスクに加え、定性的な管理が中心となるその他のリスクを、一定の前提のもとで計数化し、統合的なリスクの把握と管理を実施しております（経済資本管理）。この統合的なリスク管理は、リスクテイクを自己資本をベースとする経営体力に見合う範囲で行うことによって経営の健全性を確保し、同時にリスク・リターン特性を踏まえた資産運用を行うことで収益性・効率性の向上を目指すものであり、規制対応を主な目的とする規制資本管理に対して、経営をコントロールする手法として位置付けております。

●法令等遵守体制

役職員の行動規範としてコンプライアンスの基本方針等を制定し、役職員一人一人が、その趣旨を踏まえて業務運営に取り組んでいるところでありますが、今後もその定着化に努め具体的に業務運営にも反映されるよう意識の強化や体制整備を図り、常に信頼される金融機関であり続けることを目指しております。

コンプライアンスに定める基本方針 8 項目は以下のとおりです。

1. 当会の社会的責任と公共的使命の認識
当会のもつ社会的責任と公共的使命を認識し、健全かつ適切な事業運営の徹底を図ります。
2. 会員等のニーズに適した顧客本位で質の高い金融等サービスの提供
「JAバンクシステム」の一員として、お客さま本位のサービス提供により、お客さまのニーズに応えるとともに、市民生活や業務運営に脅威を与えるサイバー攻撃、自然災害等に備えたセキュリティレベルの向上や災害時の業務継続確保により質の高い金融および非金融サービスの提供ならびに「JAバンク基本方針」に基づく指導等を通じて、県下JA系統信用事業を支援することによりその役割を十全に発揮し、会員・利用者および地域社会の発展に寄与します。
3. 法令やルールの厳格な遵守
すべての法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範にもとることのない公正な事業運営を遂行します。
4. 反社会的勢力の排除、テロ等の脅威への対応
社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、関係遮断を徹底します。また、国際社会がテロ等の脅威に直面しているなか、マネー・ローンダリング対策およびテロ資金供与対策の高度化に努めます。
5. 透明性の高い組織風土の構築とコミュニケーションの充実
経営情報の積極的かつ公正な開示をはじめとして、系統内外とのコミュニケーションの充実を図りつつ、真に透明な経営の重要性を認識した組織風土を構築します。
6. 職員の人権の尊重等
職員の人権、個性を尊重するとともに、健康と安全に配慮した働きやすい環境を確保します。
7. 環境問題への取組
資源の効率的な利用や廃棄物の削減を実践するとともに、環境保全に寄与する金融サービスを提供するなど、環境問題に取り組めます。
8. 持続可能な社会貢献活動への取組
当会が社会の中においてこそ存続・発展し得る存在であることを自覚し、社会の一員として、地域社会等と連携し、すべての人々の人権を尊重しつつ環境問題等の社会的課題への対応に努め、社会と共に歩む「企業市民」として、持続可能な社会貢献活動に取り組めます。

●金融商品の勧誘方針

当会は、金融商品の販売等の勧誘にあたっては、次の事項を遵守し、お客さまに対して適正な勧誘を行います。

1. お客さまの商品利用目的ならびに知識、経験、財産の状況および意向を考慮のうえ、適切な金融商品の勧誘と情報の提供を行います。
2. お客さまに対し、商品内容や当該商品のリスク内容など重要な事項を十分に理解していただくよう努めます。
3. 不確実な事項について断定的な判断を示したり、事実でない情報を提供するなど、お客さまの誤解を招くような説明は行いません。
4. 電話や訪問による勧誘は、お客さまのご都合に合わせて行うよう努めます。
5. お客さまに対し、適切な勧誘が行えるよう役職員の研修の充実に努めます。
6. 販売・勧誘に関するお客さまからのご質問やご照会については、適切な対応に努めます。

●利用者保護等管理方針

当会は、農業協同組合法その他関連法令等により営む事業の利用者（利用者になろうとする者を含む。以下同じ。）の正当な利益の保護と利便の確保のため、以下の方針を遵守します。また、利用者の保護と利便の向上に向けて継続的な取組みを行います。

1. 利用者に対する取引または金融商品の説明（経営相談等をはじめとした金融円滑化の観点からの説明を含む。）および情報提供を適切かつ十分に行います。
2. 利用者からの相談・苦情等については、公正・迅速・誠実に対応（経営相談等をはじめとした金融円滑化の観点からの対応を含む。）し、利用者の理解と信頼が得られるよう適切かつ十分に対応します。
3. 利用者に関する情報については、法令等に基づく適正かつ適法な手段による取得ならびに情報の紛失、漏えいおよび不正利用等の防止のための必要かつ適切な措置を講じます。
4. 当会が行う事業を外部に委託するにあたっては、利用者情報の管理や利用者への対応が適切に行われるよう努めます。
5. 当会との取引に伴い、当会の利用者の利益が不当に害されることのないよう、利益相反管理のための態勢整備に努めます。

※ 本方針の「取引」とは、「与信取引（貸付契約およびこれに伴う担保・保証契約）、貯金等の受入れ、商品の販売、仲介、募集等において利用者と当会との間で事業として行われるすべての取引」をいいます。

●個人情報保護方針

当会は、利用者の個人情報および個人番号等（以下「個人情報等」といいます。）を正しく取り扱うことが当会の事業活動の基本であり社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守します。

1. 関係法令等の遵守
利用者の個人情報等を適正に取り扱うために、「個人情報の保護に関する法律」（以下「個人情報保護法」といいます。）および「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「番号法」といいます。）をはじめとする関係法令・ガイドライン等に加え、本保護方針に定めた事項および当会の諸規程を誠実に遵守します。
2. 利用目的
利用者の個人情報等の取り扱いにおいて、利用目的をできる限り特定したうえで、ご本人の個人情報等を取得するに当たっては、その利用目的を通知、公表または明示するとともに、その利用目的の達成に必要な範囲内において、これを取扱います。
なお、番号法における個人番号等の利用等、特定の個人情報等の利用目的が法令等に基づき別途限定されている場合には、当該利用目的以外での取扱いはいたしません。
当会の個人情報等の利用目的は、当会の窓口に掲示するとともに、ホームページ等に掲載しております。
3. 適正な取得
個人情報等を取得する際には、適正かつ適法な手段で取得いたします。
4. 安全管理措置
取り扱う個人情報等を利用目的の範囲内で正確かつ最新の内容に保つよう努めるとともに、漏えい等を防止するため、安全管理に関する必要かつ適切な措置を講じ、従業員および委託先（再委託先等も含みます。）を適正に監督します。
5. 第三者への提供
法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめご本人の同意を得ることなく、個人情報を第三者に提供しません。
なお、個人番号等につきましては、番号法に限定的に明記された場合を除き、第三者に提供いたしません。

6. 機微（センシティブ）情報の取扱い

ご本人の機微（センシティブ）情報（金融分野における個人情報保護に関するガイドラインで定める情報をいいます。）につきましては、法令等に基づく場合や業務遂行上必要な範囲においてご本人の同意をいただいた場合などの同ガイドラインに掲げる場合を除き、取得・利用・第三者提供はいたしません。

7. 匿名加工情報の取扱い

匿名加工情報（個人情報を個人情報の区分に応じて定められた措置を講じて特定の個人を識別することができないように加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元して特定の個人を再識別することができないようにしたものをいいます。）の取扱いにつきましては、関係法令・ガイドライン等に則して、安全管理に関する必要かつ適切な措置を講じます。

8. 開示・訂正等、利用停止等

保有個人データにつき、法令に基づきご本人からの開示・訂正等および利用停止等のお申し出につきましては、迅速かつ適切に応じます。

9. 継続的な改善

取り扱う個人情報等の保護のための取組みを継続的に見直し、その改善に努めます。

10. 苦情・ご意見・ご要望のお申し出

個人情報等の取扱いに関する苦情・ご意見・ご要望につきましては、誠実かつ迅速に対応します。

個人情報等の取扱いに関する苦情・ご意見・ご要望につきましては、次の窓口までお申し出ください。

〒 880-8686 宮崎県宮崎市霧島 1 丁目 1 番地 1

宮崎県信用農業協同組合連合会 リスク管理部 リスク管理課

TEL 0985-31-2068

●情報セキュリティポリシー

当会は、会員・利用者等の皆様との信頼関係を強化し、より一層の安心とサービスを提供するため、会内の情報およびお預かりした情報のセキュリティの確保と日々の改善に努めることが当会の事業活動の基本であり、社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

1. 情報資産を適正に取り扱うため、コンピュータ犯罪に関する法律、不正アクセス行為の禁止に関する法律、IT基本法その他の情報セキュリティに係る諸法令、および農林水産大臣をはじめ主務大臣の指導による義務を誠実に遵守します。
2. 情報の取扱い、情報システムならびに情報ネットワークの管理運用にあたり、適切な組織的・人的・技術的安全管理措置を実施し、情報資産に対する不正な侵入、紛失、漏えい、改ざん、破壊、利用妨害などが発生しないよう努めます。
3. 情報セキュリティに関して、業務に従事する者の役割を定め、本ポリシーに基づき、会全体で情報セキュリティを推進できる体制を維持します。
4. 万一、情報セキュリティを侵害するような事象が起きた場合、その原因を迅速に解明し、被害を最小限に止めるよう努めます。
5. 上記の活動を継続的に行うと同時に、新たな脅威にも対応できるよう、情報セキュリティマネジメントシステムを確立し、維持改善に努めます。

●金融ADR制度への対応

① 苦情処理措置の内容

当会では、苦情処理措置として、業務運営体制・内部規則等を整備のうえ、その内容をホームページ・チラシ等で公表するとともに、ＪＡバンク相談所とも連携し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。

まずは、当会の担当部署へお申し出ください。

業 務 部 ： 0985-31-2079
融 資 部 ： 0985-31-2087
資金証券部 ： 0985-31-2074

上記部署のほか下記の部署でも受け付けます。

リスク管理部 ： 0985-31-2068

受付時間 ： 午前9時～午後5時
(金融機関の休業日を除く)

ＪＡバンク相談所でも、ＪＡバンクに関するご相談・苦情をお受けしております。公平・中立な立場でうかがいます。

一般社団法人 ＪＡバンク相談所
電話番号 ： 03-6837-1359
受付時間 ： 午前9時～午後5時
(金融機関の休業日を除く)

② 紛争解決措置の内容

当会では、紛争解決措置として、「鹿児島県弁護士会紛争解決センター」を利用しています。

当弁護士会の利用に際しては、ＪＡバンク相談所を通じてのご利用となりますので、①のリスク管理部(0985-31-2068)または「一般社団法人ＪＡバンク相談所」(03-6837-1359)にお申し出ください。

●利益相反管理方針

当会は、お客さまの利益が不当に害されることのないよう、農業協同組合法、金融商品取引法および関係するガイドラインに基づき、利益相反するおそれのある取引を適切に管理するための体制を整備し、利益相反管理方針（以下「本方針」といいます。）を次のとおり定めるものとします。

1. 対象取引の範囲

本方針の対象となる「利益相反のおそれのある取引」は、当会の行う信用事業関連業務または金融商品関連業務にかかるお客さまとの取引であって、お客さまの利益を不当に害するおそれのある取引をいいます。

2. 利益相反のおそれのある取引の類型

「利益相反のおそれのある取引」の類型は、以下のとおりです。

- （１）お客さまと当会との間の利益が相反する類型
- （２）当会の「お客さまと他のお客さま」との間の利益が相反する類型

3. 利益相反のおそれのある取引の特定の方法

利益相反のおそれのある取引の特定は、以下のとおり行います。

- （１）利益相反のおそれのある取引について、利益相反管理統括部署があらかじめ類型化します。
- （２）各部署においては、取引を行う際に、当該取引が利益相反のおそれのある取引として類型化された取引に該当するか確認します。
- （３）利益相反のおそれのある取引に該当すると判断した場合は、利益相反管理統括部署に報告します。
- （４）各部署で、利益相反のおそれのある取引に該当するか判断しかねる場合、または、類型には該当しないが利益相反のおそれのある取引に該当すると疑われる場合は、利益相反管理統括部署に相談します。
- （５）利益相反管理統括部署は各部署からの相談を受けて、各部署と協議のうえ（必要に応じて関係部署と協議）、当該取引が利益相反のおそれのある取引であるかの特定を行います。

4. 利益相反の管理の方法

利益相反のおそれのある取引を特定した場合について、次に掲げる方法により当該お客さまの保護を適正に確保いたします。

- （１）対象取引を行う部門と当該お客さまとの取引を行う部門を分離する方法
- （２）対象取引または当該お客さまとの取引の条件もしくは方法を変更し、または中止する方法
- （３）対象取引に伴い、当該お客さまの利益が不当に害されるおそれがあることについて、当該お客さまに適切に開示する方法（ただし、当会が負う守秘義務に違反しない場合に限りです。）
- （４）その他対象取引を適切に管理するための方法

5. 利益相反のおそれのある取引の記録および保存

利益相反の特定およびその管理のために行った措置については、当会で定める内部規則に基づき適切に記録し、保存いたします。

6. 利益相反管理体制

- （１）利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理に関する当会全体の管理体制を統括するための利益相反管理統括部署およびその統括者を定めます。この統括部署は、営業部門からの影響を受けないものとします。また、当会の役職員に対し、本方針および本方針を踏まえた内部規則等に関する研修を実施し、利益相反管理についての周知徹底に努めます。
- （２）利益相反管理統括者は、本方針にそって、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理を実施するとともに、その有効性を定期的に適切に検証し、改善いたします。

7. 利益相反管理体制の検証等

本方針に基づく利益相反管理体制について、その適切性および有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。

●マナー・ローンダリング等および反社会的勢力等への対応に関する基本方針

当会は、事業を行うにつきまして、マナー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の金融サービスの濫用（以下「マナー・ローンダリング等」といいます。）の防止に取り組めます。

あわせて、平成19年6月19日犯罪対策閣僚会議幹事会申合わせにおいて決定された「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」（以下「政府指針」といいます。）等を遵守し、反社会的勢力に対して断固とした姿勢で臨みます。

また、お客さまに組織犯罪等による被害が発生した場合には、被害者救済など必要な対応を講じます。

（運営等）

マナー・ローンダリング等防止および反社会的勢力等との取引排除の重要性を認識し、適用となる法令等や政府指針を遵守するため、当会の特性に応じた態勢を整備します。

また、適切な措置を適時に実施できるよう、役職員に指導・研修を実施し、マナー・ローンダリング等防止および反社会的勢力等との取引排除について周知徹底を図ります。

（マナー・ローンダリング等の防止）

実効的なマナー・ローンダリング等防止を実施するため、自らが直面しているリスクを適時・適切に特定・評価し、リスクに見合った低減措置を講じます。

（反社会的勢力との決別）

取引関係を含めて、排除の姿勢をもって対応し、反社会的勢力による不当要求を拒絶します。

（組織的な対応）

反社会的勢力に対しては、組織的な対応を行い、職員の安全確保を最優先に行動します。

（外部専門機関との連携）

警察、財団法人暴力追放センター、弁護士など、反社会的勢力を排除するための各種活動を行っている外部専門機関等と密接な連携をもって、反社会的勢力と対決します。

●貸出運営についての考え方

当会は、農業専門金融機関として、農業・農村の再生、活性化に向けた農業関係団体等への農業関連融資はもとより、地域金融機関として、地域経済の発展に向けた地元企業、地方公共団体等の皆さまの幅広い資金ニーズ対応にも積極的に取り組んでいます。

また、当会の融資方針として、特定の大口取引先に偏ることなく、リスク管理等に充分注意して貸出の健全性を維持向上していくよう努めています。

●内部監査体制

当会では、内部監査部門を被監査部門から独立して設置し、経営活動全般にわたる管理・運営の制度および業務の遂行状況を、内部管理態勢の適切性と有効性、業務活動の有効性および効率性、コンプライアンスへの適合性、財務報告の信頼性の観点から検証・評価し、改善事項の勧告などを通じて業務運営の適切性の維持・改善に努めています。

内部監査は、当会の全ての部署を対象とし、年度の内部監査計画に基づき実施しています。監査結果は代表理事理事長および常勤監事に報告した後、被監査部門に通知し、定期的に被監査部門の改善取組状況をフォローアップしています。

また、監査結果の概要を定期的に理事会・経営管理委員会・監事会に報告しています。

《JAグループ・JAバンクシステム》

当会の貯金は、JAバンク独自の制度である「破綻未然防止システム」と公的制度である「貯金保険制度（農水産業協同組合貯金保険制度）」との2重のセーフティネットで守られています。

●「JAバンクシステム」の仕組み

組合員・利用者の皆さまから一層信頼され利用される信用事業を確立するために、「再編強化法（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律）」に則り、JAバンク会員（JA・信連・農林中央金庫）総意のもと「JAバンク基本方針」に基づき、JA・信連・農林中央金庫が一体的に取組む仕組みを「JAバンクシステム」といいます。

「JAバンクシステム」は、JAバンクの信頼性を確保する「破綻未然防止システム」と、スケールメリットときめ細かい顧客接点を生かした金融サービスの提供の充実・強化を目指す「一体的事業運営」の2つの柱で成り立っています。

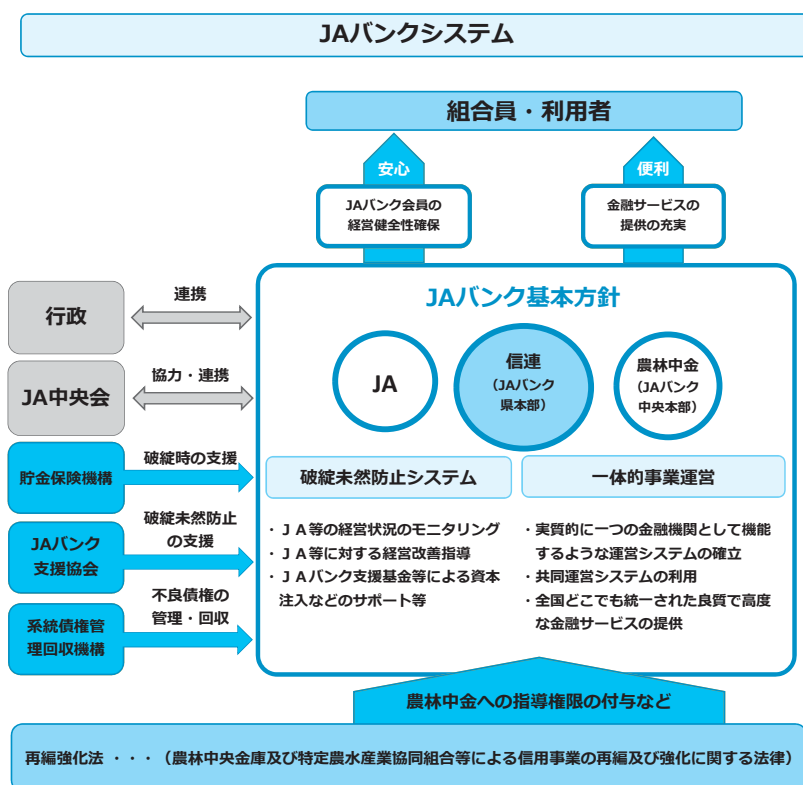
●「破綻未然防止システム」の機能

「破綻未然防止システム」は、JAバンクの健全性を確保し、JA等の経営破綻を未然に防止するためのJAバンク独自の制度です。具体的には、(1) 個々のJA等の経営状況についてチェック（モニタリング）を行い、問題点を早期に発見、(2) 経営破綻に至らないよう、早め早めに経営改善等を実施、(3) 全国のJAバンクが拠出した「JAバンク支援基金※」等を活用し、個々のJAの経営健全性維持のために必要な資本注入などの支援を行います。

※ 令和2年3月末における残高は1,659億円となっています。

●「一体的な事業運営」の実施

良質で高度な金融サービスを提供するため、法令等を遵守したうえで、JAバンクとして商品開発力・提案力の強化、共同運営システムの利用、全国統一のJAバンクブランドの確立等の一体的な事業運営の取組みをしています。



●貯金保険制度

貯金保険制度とは、農水産業協同組合が貯金などの払い戻しができなくなった場合などに、貯金者を保護し、また資金決済の確保を図ることによって、信用秩序の維持に資することを目的とする制度で、銀行、信金、信組、労金などが加入する「預金保険制度」と同様な制度です。

なお、この制度を運営する貯金保険機構（農水産業協同組合貯金保険機構）の責任準備金残高は、令和2年3月末現在で4,417億円となっています。

《事業の概況（令和2年度）》

●貯金

会員である県内ＪＡ貯金の増強対策を支援するとともに、農業関連団体等に対する継続的な取組みに努めた結果、期末残高は前年比175億円増加し6,753億円となりました。

●貸出金

会員（経済連関連会社含む）や金融機関を含むその他員外への積極的な融資推進を行い、員外向け融資が増加したことから、融資残高は前年比76億円増加し1,274億円となりました。

●有価証券・預け金

有価証券は、公社債・外国証券の中長期債の運用と株式・受益証券運用を行いました。期末残高は前年比55億円増加し1,593億円となりました。

預け金は、農林中央金庫への預金を中心に運用しました。期末残高は前年比80億円増加し4,284億円となりました。

●受託貸付金

日本政策金融公庫（農林水産事業）資金残高については農業経営基盤強化資金の無利子化措置等も含め長期・低利融資制度の周知に努めたほか、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた農業者に対し、セーフティネット資金による資金繰り支援にも取組んだ結果、前年比14億円増加し143億円となりました。

日本政策金融公庫（国民生活事業）教育資金残高については償還額が貸付額を大きく上回ったことから前年比17百万円減少し57百万円となりました。

住宅金融支援機構資金残高については新規貸付がなかったことから前年比6億円減少し21億円となりました。

結果、受託貸付金等の期末残高は前年比8億円増加し165億円となりました。

●損益状況

経常利益は、前年比1億円増加し13億円となりました。当期剰余金は、前年比3億円増加し12億円となりました。

●当会が対処すべき課題

当会は「ＪＡバンク基本方針」に基づきＪＡ・農林中央金庫と総合力を結集し、ＪＡバンクとしての健全性確保の責務を果たしたうえで、ＪＡバンクの一体的な事業運営とＪＡバンク全体の安全性・効率性の確保に努める必要があります。

そこで、当会は、「組合員・利用者から信頼され、選ばれるＪＡバンクの構築」と「経営体質の強化・安定による収益確保と会員への還元機能発揮」を基本方針として業務に取り組めます。

●農業・地域への貢献を目指した取組み

農業者の所得増大、農業生産の拡大、地域の活性化など「ＪＡバンク自己改革」にて実施した施策については、不断の取組みとして引き続きＪＡおよび農林中央金庫と一体となり取り組んでおります。

①メイン強化先・農業法人アプローチ先の全先訪問活動

地域の中核的な担い手となるメイン強化先や農業法人との関係構築・強化のため全先訪問活動を実施しております。



②メイン強化先・農業法人へのＣＳ調査

メイン強化先および農業法人の満足度向上を図るため、ＣＳ調査を実施しております。

③ＪＡバンク利子補給・利子助成事業

ＪＡバンク利子補給・利子助成制度の積極的な推進によって農業者の借入負担の軽減を図り、農業経営の成長支援を実施しております。

④ＪＡバンク保証料助成事業

農業近代化資金またはアグリマイティ資金の融資を受ける農業者が負担する保証料の助成を実施しております。

⑤農業応援金融商品の企画・販売

「食」と「農」を意識した金融商品の企画・販売を行うことで、県産農畜産物の消費拡大を応援しています。

⑥食農教育応援事業

県内の小学校へＪＡバンク補助教材「農業とわたしたちの暮らし」を贈呈するほか、各ＪＡが実施する食農教育（お米学習教室・農家のおじちゃんと語る会等）にかかる費用の助成を実施しております。

⑦新型コロナウイルス感染症にかかる支援等

新型コロナウイルス感染症拡大による影響を受けた農業者等の資金繰り支援のため創設された「新型コロナウイルス対策資金」にかかる一部利子補給および保証料助成を実施しております。

●**農業メインバンク機能の強化等**

多様化・高度化する大規模農業法人や担い手経営体のニーズに直接対応し、かつＪＡの取組みを積極的にサポートしております。また、ＪＡ・連合会・農林中央金庫等との連携により農業法人との関係を構築・強化し、農業金融センター機能の強化・拡充に取り組んでおります。

《地域貢献情報》

当会は、宮崎県を事業区域として、地元のＪＡ等が会員となって、お互いに助け合い、お互いに発展していくことを共通の理念として運営されている相互扶助型の農業専門金融機関であるとともに、地域経済の活性化に資する地域金融機関です。

当会は農家組合員の皆さまの経済的・社会的地位の向上を目指し、ＪＡとの強い絆とネットワークを形成することによりＪＡ信用事業機能強化の支援を行うとともに、地域社会の一員として地域経済の持続的発展に努めております。

また、資金供給や経営支援などの金融機能の提供にとどまらず、環境、文化、教育といった面も視野に入れ、広く地域社会の活性化に積極的に取り組んでおります。

●お客さま本位の業務運営に関する取組方針

ＪＡグループは、食と農を基軸として地域に根ざした協同組合として、助け合いの精神のもとに、持続可能な農業と豊かで暮らしやすい地域社会の実現を理念として掲げています。

当会では、この理念のもと、平成29年3月に金融庁より公表された「顧客本位の業務運営に関する原則」を採択するとともに、利用者の皆さまの安定的な資産形成に貢献するため、以下の取組方針を制定いたしました。

今後、本方針に基づく取組みの状況を定期的に公表するとともに、よりお客さま本位の業務運営を実現するため本方針を必要に応じて見直してまいります。

1. お客さまへの最適な商品提供

(1) お客さまに提供する金融商品は、特定の投資運用会社に偏ることなく、社会情勢や手数料の水準等も踏まえたうえで、お客さまの多様なニーズにお応えできるものを選定します。

2. お客さま本位のご提案と情報提供

(1) お客さまの金融知識・経験・財産、ニーズや目的に合わせて、お客さまにふさわしい商品をご提案いたします。

(2) お客さまの投資判断に資するよう、商品のリスク特性・手数料等の重要な事項について分かりやすくご説明し、必要な情報を十分にご提供します。

(3) お客さまにご負担いただく手数料について、お客さまの投資判断に資するよう、丁寧かつ分かりやすい説明に努めます。

3. 利益相反の適切な管理

(1) お客さまへの商品選定や情報提供にあたり、お客さまの利益を不当に害することがないように、「利益相反管理方針」に基づき適切に管理します。

4. お客さま本位の業務運営を実現するための人材の育成と態勢の構築

(1) 研修による指導や資格取得の推進を通じて高度な専門性を有し誠実・公正な業務を行うことができる人材を育成し、お客さま本位の業務運営を実現するための態勢を構築します。



※ 現行の金利とは異なる場合があります。

●地域からの資金調達の状況

・貯金残高

(単位：百万円)

預り先	残高
会 員	622,471
地 方 公 共 団 体 等	40,234
金 融 機 関	0
そ の 他	12,626
合 計	675,332

・貯金商品の販売

県下JAでは、県下統一企画商品として、まだまだこれから応援定期貯金「ゆとり」(令和2年3月～5月)、懸賞付定期積金「たまルン♪ルン♪」(令和2年4月～7月)、懸賞付定期貯金「サマーキャンペーン2020」(令和2年6月～8月)、懸賞付定期貯金「ツクツクキャンペーン」(令和2年10月～12月)のキャンペーン商品を販売しました。このうち「ツクツクキャンペーン」では、農産物等を懸賞品とし、宮崎県内の農畜産物の消費拡大にも努めました。

●地域への資金供給の状況

・貸出金残高

(単位：百万円)

貸出先	残高
会 員	9,068
地 方 公 共 団 体 等	60,817
金 融 機 関	24,548
そ の 他	33,055
合 計	127,490

・ローン商品の販売

県下JAでは、県下統一のローン商品として、マイカーローン・教育ローン・住宅ローン・リフォームローン・フリーローン等を通年商品として取扱っております。また、ネットローン取扱商品の拡充を図るなど、利便性の向上にも取り組んでおります。

・制度融資取扱状況

(単位：百万円)

制度資金名	制度資金の概要	残高
農業近代化資金	規模拡大や設備投資等に必要な資金の融通を目的とした貸出金	1,997
特定農産加工資金	農産物の輸入自由化により影響を受ける食品製造業者の経営改善を目的とした貸出金	0
農村地域工業等導入資金	農業と工業等との均衡ある発展を図るとともに、雇用構造の高度化に資することを目的とした貸出金	0
農業経営改善促進資金 (スーパーS資金)	経営の改善を図るために必要な短期の運転資金を目的とした貸出金	0
合 計		1,997

●新型コロナウイルス感染症の影響を受けた組合員等への支援

新型コロナウイルス感染症により、資金繰りに著しい支障を来しているまたは来すおそれのある組合員、農業者等に対して、営農の継続・安定化に必要な経費を迅速に融通し、経営再建・維持安定を図ることを目的に「新型コロナウイルス対策資金」を創設しております。

※ 新型コロナウイルス感染症の拡大により影響を受けているお客さまに対する、融資等に関するご相談については、融資部融資課にてお受けいたします。

・ J Aバンク災害等相談窓口 TEL 0985-31-2087

●地域密着型金融への取組み

(中小企業等の経営改善および地域の活性化のための取組みを含む)

・農業者等の経営支援に関する取組方針および態勢整備 (金融円滑化にかかる基本方針)

当会は、農業者の協同組織金融機関として、「健全な事業を営む農業者をはじめとする地域のお客さまに対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を、「当会の最も重要な役割のひとつ」として位置付け、当会の担う公共性と社会的責任を強く認識し、その適切な業務の遂行に向け、以下の方針を定め、取組んでまいります。

1. お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込みがあった場合には、お客さまの特性および事業の状況を勘案しつつ、できる限り、柔軟に対応するよう努めます。

2. 事業を営むお客さまからの経営相談に積極的かつきめ細かく取り組み、お客さまの経営改善に向けた取組みをご支援できるよう努めてまいります。

また、役職員に対する研修等により、上記取組みの対応能力の向上に努めてまいります。

3. お客さまから新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みがあった場合には、お客さまの経験等に応じて、説明および情報提供を適切かつ十分に行うように努めてまいります。

また、お断りさせていただく場合には、その理由を可能な限り具体的かつ丁寧に説明するよう努めます。

4. お客さまからの、新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みに対する問い合わせ、相談および苦情については、公正・迅速・誠実に対応し、お客さまの理解と信頼が得られるよう努めてまいります。

5. お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込み、事業再生ADR手続の実施依頼の確認または地域経済活性化支援機構もしくは東日本大震災事業者再生支援機構からの債権買取申込み等の求めについて、関係する他の金融機関等（政府系金融機関等、信用保証協会等および中小企業再生支援協議会を含む。）と緊密な連携を図るよう努めてまいります。

また、これらの関係機関等から照会を受けた場合は、守秘義務に留意しつつ、お客さまの同意を前提に情報交換しつつ連携に努めます。

6. お客さまからの上述のような申込みに対し、円滑に措置をとることが出来るよう、必要な体制を整備いたしております。

(1) 総務担当常務以下、関係役員部長を構成員とする「コンプライアンス委員会」にて、金融円滑化にかかる対応を一元的に管理し、組織横断的に協議します。

(2) 業務担当常務を「金融円滑化管理責任者」として、当会における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。

(3) 金融円滑化管理責任部署に「金融円滑化管理担当者」を設置し、当会における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。

7. 本方針に基づく金融円滑化管理態勢について、その適切性および有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。

※ 以下の「ご相談窓口」にて、お客さまからの貸出条件変更等に係るご相談に応じております。

お客さまのためのご相談窓口

店舗名	所在地	相談窓口	電話番号
本 所	宮崎市霧島1丁目1番地1	融資部 融資課	0985-31-2087
		融資部 受託管理課	0985-31-2092

(ご相談受付時間：平日の午前9時～午後5時)

※ 貸出条件変更等に係るご意見・苦情については、リスク管理部リスク管理課にてお受けいたします。
・苦情相談窓口 TEL 0985-31-2068

・外部支援機関を活用した経営改善・事業再生支援

外部支援機関を活用した経営改善・事業再生支援策として「宮崎県中小企業再生支援協議会」や「株式会社地域経済活性化支援機構（REVIC）」と連携した取引先への支援を行っております。

・販路拡大等に対する支援

全国商談会や特徴ある密着型商談会等を活用し、農業者およびJAへ販路拡大機会の提供を行っております。

また、農業者の事業特性や食農関連企業の持つ商流や技術等を把握・評価し、双方のマッチングを行い、農業者の生産性向上や企業の販売向上に努めております。

・農山漁村等地域活性化のための融資をはじめとする支援

JAバンクとして、担い手ニーズや経営状況を踏まえ注力すべき層の絞込みや対応を図るため、担い手金融リーダーを全JAに設置し役割や機能を明確にするとともに、個々のスキルアップを図っております。

また、担い手がメインバンクに求める金融機能を適時・的確に提供していくため、農業法人向け資金「にないて」による支援や、農業者に対する貸出利子補給事業、保証料助成事業等、農業法人向け資本供与としてアグリシードファンドの取扱い等に取り組んでおります。

・営農サポート支援

組合員の所得向上を目指した支援施策の強化を図るとともに、JAグループ宮崎に設置された「農業振興連絡会議」に参画し、担い手の育成支援、組合員の所得アップ、営農基盤の強化等に取り組んでおります。

・直売所利用活性化への取組み

農業と地域・利用者をつなぐ金融サービスの提供、地域貢献を目的として、JA直売所でのJAカード利用時に5%を割引く施策を実施しております。

●文化的・社会的貢献活動に関する事項

・農山漁村等地域の情報集積を活用した持続可能な農山漁村等地域への貢献

JAバンクによる食農教育を中心とする教育実践活動を通じ、子どもの農業に対する理解の深耕を図り農業ファンの拡大および地域の発展に貢献することを目的に、平成20年度から「JAバンク食農教育応援事業」として教材本贈呈事業や教育活動助成事業を行っております。



「教材本」



「教材本贈呈」風景

・年金相談会の実施

年金に関する社会的関心が高まるなかで、県下ＪＡに社会保険労務士を派遣し、年金相談会を実施しております。



・AEDの設置

ＪＡビル内に、事故や病気で突然心臓が止まった人に電気ショックを与え正常な心臓の動きを取り戻すための医療機器ＡＥＤ（自動体外式除細動器）を設置し、万が一の救命処置に対応できるよう備えております。

また、普通救命講習に参加してＡＥＤ、救命処置、応急手当等に必要な正しい知識や技能を習得しております。

・環境保全対策運動の実施

地球温暖化防止を目指し、古紙のリサイクル運動や省エネ運動を実施しており、エレベーター使用自粛、冷暖房の適正利用等により、CO₂削減を目指しております。

・ゲートボール大会・グラウンドゴルフ大会・ゴルフ大会の開催

ＪＡ年金友の会会員相互の交流と親睦および会員の健康増進を図ることを目的として、ゲートボール大会・グラウンドゴルフ大会・ゴルフ大会を開催しております。（令和２年度はコロナ禍により中止となりました。）



ゲートボール大会

・ラッピングカラーバスの運行

ＪＡバンクのイメージアップを目的に、ＪＡバンクイメージキャラクターを活用したカラーバスを宮崎・都城・延岡の各市および近郊３路線で運行しております。

地域に寄り添い、宮崎の発展に貢献する「宮崎愛」を「LOVE」というワードで表現し、ＪＡバンクの親しみやすさをＰＲしております。



ラッピングカラーバス

・グッドマナープロジェクト（地域貢献自治体連携サービス事業）への参加

愛犬家のマナーグッズ（犬のフン取り用ペーパースコップ）を地元自治体を通して地域住民へ配布し、地域貢献活動を展開している「グッドマナープロジェクト」に参加しております。

・宮崎県立芸術劇場主催の舞台「こどももおとなも劇場」への協賛

宮崎の未来ある子どもたちやそのご家族に、良質な生の演劇に触れていただく機会を拡げることを目的として実施される舞台「こどももおとなも劇場」に協賛しております。（令和２年度はコロナ禍により中止となりました。）

・「こどもお助け救急BOOK」への協賛

乳幼児の急病やケガの時、また災害の対処方法などに役立つ母親のための図書「こどもお助け救急BOOK vol. 9」の発刊に協賛しております。

・MRT HAPPY Smileキャンペーンへの協賛

新入学児童を対象に防犯ブザーを無償配布し、ラジオCM・テレビCMやポスターを通し、子どもたちの防犯対策と交通安全に対する注意喚起を行うことで、地域が一体となって犯罪や交通事故から子どもたちを守る「MRT HAPPY Smileキャンペーン」に協賛しております。

・宮日キッズサッカー大会の共催

宮崎県内の多くの幼児にサッカーをプレーしてもらうことで、その楽しさや喜びを知ってもらい、あわせて親同士や子ども同士の親睦を深め、地域を越えた交流を促進することを目的に、宮崎日日新聞社と共同でサッカー大会を開催しております。（令和2年度はコロナ禍により中止となりました。）



・赤十字事業への協力

献血車をJAビルに定期的に受け入れるなど、日本赤十字社の献血に積極的に参加・協力しております。また、日本赤十字社が行う人道支援活動に対し、継続的な支援を行っております。

・家畜伝染病、災害復興支援活動

宮崎県内で発生した高病原性鳥インフルエンザは、累計で12事例、約93万羽の殺処分が行われ、県市町村職員や自衛隊などに派遣を要請するなど、甚大な被害をもたらしました。JAグループ宮崎でも、職員を派遣し防疫作業に従事しました。

また、令和2年7月に長期間にわたって続いた大雨により、九州地方を中心に中日本から西日本の広範囲にわたって農作物や農業関連施設等に大きな被害が発生しました。

JAグループ宮崎では、地域の生活を守る協同組合組織として、役職員による募金活動を行い、被災地の復旧・復興に協力しております。

《主な事業の内容》

●貯金業務

会員であるJAをはじめとして、各JA連合会、地方公共団体、農業団体、企業そして地域の皆さまから貯金をお預かりしております。

地域・企業の皆さまにもお気軽にご利用いただけますよう、総合口座をはじめとして定期積金、各種定期貯金等を取揃えております。

JA貯金は、全国農協貯金ネットサービスおよびCDオンライン提携により全国のJA・ゆうちょ銀行・セブン銀行・ローソン・イーネットのCD・ATMで預け入れ・払い戻し（法人キャッシュカードは除く）ができます。また、CDオンライン提携により全国の金融機関のCD・ATMで払い戻し（法人キャッシュカードは除く）もできます。

地域金融機関として、皆さまのニーズにお応えできる商品開発等一層のサービス向上に努めてまいりたいと考えております。

・貯金商品一覧

貯金の種類	特 色	期 間 等	預入単位等
総合口座	・一冊の通帳に普通貯金と定期貯金、さらに自動融資機能をセットした貯金です。 ・セットされた定期貯金を担保に自動融資が受けられます。 (定期貯金の90%、最高300万円まで)	出し入れ自由	1 円以上
当座貯金	・手形、小切手でのお支払のできる貯金です。	出し入れ自由	1 円以上
普通貯金	・家計簿がわりの出し入れ自由の貯金です。 ・公共料金等の自動支払口座や給与・年金等の自動受け取り口座として最適です。	出し入れ自由	1 円以上
貯蓄貯金	・残高に応じた金額階層別の適用金利です。 ・普通貯金との間で、自動的に資金の移動を行うスウィングサービスがご利用になれます。	出し入れ自由	1 円以上
通知貯金	・短期間の資金運用に適した貯金です。	7 日以上	5 万円以上
期日指定定期貯金	・個人専用の1年複利の自由金利商品です。 ・据置期間（1年）経過後はいつでもお引き出しでき、元金の一部のお引き出しもできます。	最長 3 年 (据置期間 1 年)	1 円以上 300 万円未満
スーパー定期	・自由金利の定期貯金で、個人の方で3年以上の預け入れの場合、半年複利がご利用になれます。 ・300万円を基準にして適用金利が変わります。	1 ヶ月以上 5 年以内	1 円以上
大口定期貯金	・大口資金の運用に適した自由金利商品です。	1 ヶ月以上 5 年以内	1,000 万円以上
変動金利定期貯金	・半年ごとに金利が変わる自由金利商品で、個人の方で3年ものの預け入れの場合、半年複利がご利用になれます。	1 年以上 3 年以内	1 円以上
定期積金	・計画にあわせて一定期間、一定額を積み立てる積金です。 ・毎月または2～4ヵ月間隔で積み立てます。	6 ヶ月以上 5 年以内	1,000 円以上
譲渡性貯金（NCD）	・短期間の大口資金運用に適しており、預入期間中に譲渡が可能です。	1 週間以上 2 年以内	1,000 万円以上

●貸出業務

会員であるＪＡをはじめとして、各ＪＡ連合会、地方公共団体、農業法人および団体、企業そして地域の皆さまへも融資を行っております。

豊富な資金は、運転資金、設備資金、住宅資金のほか、地域の皆さまへの各種ローンにも幅広くご利用いただけます。

そのほか、農業法人の皆さま向けにアグリプロモートローン「にないて」も準備いたしております。

・貸出商品一覧

区 分	ご 融 資 先		ご 融 資 内 容
事 業 資 金	会 員	正 会 員 准 会 員 孫 会 員（注１）	低利、長期の制度資金（注２）のほか、通常の運転資金・設備資金あるいは決算・賞与資金やその他の運転資金、および長期の運転資金にご利用いただけます。
		員 外（法人）	
生 活 資 金		員 外（個人）	小口生活資金あるいは住宅資金にご利用いただけます。

（注１）孫会員とは、正会員の組合員のことをいいます。

（注２）当会が取扱っている制度資金には、次の資金があります。

- ・農業近代化資金
- ・特定農産加工資金
- ・農村地域工業等導入資金
- ・農業経営改善促進資金（スーパーＳ資金）
- など



●為替・決済業務

全国のＪＡをはじめすべての金融機関と提携し、振込・送金・代金取立等の内国為替業務を行っております。また、各種公共料金・税金等の口座振替業務、給与・年金等の口座振込業務も行っております。

●日本銀行歳入復代理店業務

日本銀行歳入復代理店として、各種国庫金（国税、国民年金保険料等）の収納事務を行っております。

●資金証券業務

余裕金運用として、公社債および農林中央金庫への預け入れを中心に、安全かつ効率的な運用を行っております。

●受託業務

日本政策金融公庫（農林水産事業・国民生活事業）、住宅金融支援機構等の受託金融機関として、農業・地域の振興、子弟の教育等に必要な長期低利資金を取扱っております。

・受託貸付金一覧

金 融 機 関 等	資 金 名
日 本 政 策 金 融 公 庫 （農林水産事業）	農業経営基盤強化資金、経営体育成強化資金、農業改良資金 青年等就農資金、農林漁業施設資金 農業基盤整備資金、担い手育成農地集積資金 畜産経営環境調和推進資金、振興山村・過疎地域経営改善資金 農林漁業セーフティネット資金 新規用途事業等資金、特定農産加工資金 食品流通改善資金、食品産業品質管理高度化促進資金 食品安定供給施設整備資金、農業競争力強化支援資金、 中山間地域活性化資金
住 宅 金 融 支 援 機 構	災害復興住宅資金
日 本 政 策 金 融 公 庫 （国民生活事業）	教育資金

【注】上記貸付金は、原則として県下ＪＡでの取扱いとなります。

●ＪＡ推進業務

県下ＪＡの信用事業を統括・指導する金融機関として、地域に密着した、より質の高い金融サービスの企画・開発、ならびに社会貢献事業への支援・広報等を行っております。

また、県下ＪＡと連携を図り、ＪＡ信用事業の拡大・伸長のための指導・推進支援等に努めております。

●ＪＡ指導業務

ＪＡバンク基本方針に基づき、県下ＪＡの健全経営の確立・経営基盤強化に努めており、ＪＡ信用事業の資質向上を目的とした種々の指導・研修を行っております。

また、ＪＡバンク宮崎人材開発計画に基づき、ＪＡ向けに集合研修、通信教育、検定試験を実施しております。



集合研修



ＪＡ有価証券運用セミナー

●その他の業務およびサービス

・その他の業務およびサービス一覧

項 目	内 容
内 国 為 替	全国どこの金融機関へもお振り込み、手形等のお取り立てを行っております。 また、ＡＴＭからお振り込みいただけます。
ＪＡキャッシュサービス	キャッシュカードにより、全国のＪＡ・信連・漁協・都市銀行・信託銀行・地方銀行・第二地方銀行・信用金庫・信用組合・労働金庫・ゆうちょ銀行・セブン銀行・ローソン・イーネットのＣＤ・ＡＴＭで、現金のお引き出し・残高照会ができます。 また、全国のＪＡ・信連・ゆうちょ銀行・セブン銀行・ローソン・イーネットのＡＴＭで現金預け入れもできます。
給 与 振 込 サ ー ビ ス	給与・ボーナスがご指定の貯金口座に自動的に振り込まれ、必要な都度、窓口やＣＤ・ＡＴＭでお引き出しできます。盗難や紛失の心配もなく安心です。
各種自動受取サービス	国民年金・厚生年金等の年金、配当金等がご指定の貯金口座に自動的に振り込まれます。その都度お受け取りに出かけられる手間も省け、期日忘れ等のご心配がなくなるほか、貯金口座に振り込まれた日からお利息がつきますので大変お得です。
各種自動支払サービス	電気料・ＮＨＫ放送受信料・電話料のほか、税金・高校授業料・水道料等をご指定貯金口座から自動的に引き落しのうえ払い込みいたします。
ファームバンキング サ ー ビ ス	お客さまの資金管理や経理事務の効率化のご要望にお応えするサービスです。 現在お使いのＯＡ機器（ファックス・パソコン・多機能電話機）とＪＡのコンピューターセンターとを通信回線で結ぶことにより、オフィスにしながら「資金移動」「取引内容の照会」をスピーディーに行っていただけるサービスです。
クレジットサービス (Ｊ Ａ カ ー ド)	お買物・ご旅行・お食事等、お客さまのサインひとつでご利用いただけます。また、ＪＡバンクのＩＣキャッシュカードとクレジットカード機能がひとつになったＪＡカード（一体型）もお申込みいただけます。
ク レ ジ ャ ッ シ ャ ン グ サ ー ビ ス	不意に現金が必要になった時は、キャッシングサービスを全国のＪＡバンク・ＪＦマリンバンク、提携先各社・提携金融機関のＣＤ・ＡＴＭなどでご利用可能枠の範囲内でご利用いただけます。 ※提携先各社・提携金融機関については、ＪＡバンクのホームページまたはＪＡバンクの窓口にてご照会ください。
総 合 振 込 サ ー ビ ス	お客さまから振込データを電子媒体でいただくことにより、自動的にお振り込みいたします。
定 時 自 動 送 金	毎月の家賃の振り込みや学費の仕送り等の振込内容を、あらかじめ登録していただき、自動的にご指定の貯金口座から引き落としのうえお振り込みいたします。
デ ビ ッ ト カ ー ド	ジェイデビットのマークのお店で、端末にＪＡのキャッシュカードを差し込み、暗証番号を入力するだけでお買い物等のお支払代金が即時にお客さまの口座から引き落とされます。
Ｊ Ａ ネ ッ ト バ ン ク	パソコン・携帯電話・スマートフォンからインターネットにアクセスし、残高照会・入出金明細照会・振込・振替等のサービスがご利用いただけます。
で ん さい サ ー ビ ス	「でんさい」とは、一般社団法人全国銀行協会が設立した株式会社全銀電子債権ネットワーク（でんさいネット）で取扱われる電子記録債権のことで、手形や振込に比べ資金決済が安全で円滑に行えるサービスです。 ※でんさいサービスのご利用は、「法人ＪＡネットバンク」のご契約が必要です。

●商品・サービスご利用に際しての留意事項

1. 貯金・ローン等の商品やサービスにつきましては、それぞれの商品やサービスの特色を店頭でおたずねいただくなど、よくご確認のうえご利用ください。
2. ローン等のご利用に際しましては、ご契約上の規定、ご返済方法（返済日、返済額ほか）、ご利用限度額、現在のご利用額等にご留意ください。

■手数料一覧

◆内国為替の取扱手数料

[窓口扱いによるもの]

(令和3年7月1日現在)

種 類	取扱種別	徴 収 単 位	県内系統 金融機関 あ て	県外系統 金融機関 あ て	他の金融 機関あて
送 金 手 数 料	普 通 扱 い	1 件につき	660 円	660 円	660 円
振 込 手 数 料	電 信 扱 い	3 万円未満 1 件につき	330 円	440 円	550 円
		3 万円以上 1 件につき	550 円	660 円	770 円
	文 書 扱 い	3 万円未満 1 件につき	330 円	330 円	440 円
		3 万円以上 1 件につき	550 円	550 円	660 円
代金取立手数料 （ 隔 地 間 ）	至 急 扱 い	1 通につき	880 円	880 円	880 円
	普 通 扱 い	1 通につき	550 円	660 円	660 円
その他諸手数料	送金・振込の組戻料		1 件につき		660 円
	不渡手形返却料		1 通につき		660 円
	取立手形組戻料		1 通につき		660 円
	取立手形店頭呈示料		1 通につき		660 円
	ただし、600 円を超える取立経費を 要する場合はその実費を徴します。				

【注】 上記手数料には消費税(10%)が含まれています。

[電子媒体および自動化機器等によるもの]

(令和3年7月1日現在)

種 類	取扱種別	徴 収 単 位	県内系統 金融機関 あ て	県外系統 金融機関 あ て	他の金融 機関あて
振 込 手 数 料	電 子 媒 体 に よ る 振 込	3 万円未満 1 件につき	220 円	330 円	440 円
		3 万円以上 1 件につき	440 円	550 円	660 円
	* A T M による 振 込	3 万円未満 1 件につき	220 円 (330 円)	330 円 (440 円)	440 円 (550 円)
		3 万円以上 1 件につき	330 円 (550 円)	550 円 (660 円)	660 円 (770 円)
	定 時 自 動 送 金	3 万円未満 1 件につき	220 円	330 円	440 円
		3 万円以上 1 件につき	440 円	550 円	660 円
	ファームバンキング に よ る 振 込	3 万円未満 1 件につき	220 円	330 円	440 円
		3 万円以上 1 件につき	440 円	550 円	660 円

【注】 上記手数料には消費税(10%)が含まれています。

* A T M による振込のうち () 内の金額については、他行カードを使用した場合の手数料になります。

[インターネットバンキングによるもの]

(令和3年7月1日現在)

種 類	徴収単位	県内系統 金融機関 あ て	県外系統 金融機関 あ て	他の金融 機関あて
振 込 手 数 料	3 万円未満 1 件につき	110 円	275 円	385 円
	3 万円以上 1 件につき	330 円	440 円	550 円

【注】 1. 上記手数料には消費税(10%)が含まれています。

2. インターネットバンキング(法人)のご利用にあたっては、別途利用手数料がかかります。

■手数料一覧

◆ＡＴＭ利用手数料

[本会ＡＴＭ利用]

(令和３年７月１日現在)

曜 日	利用可能時間帯	ＪＡバンク	ＪＦマリンバンク	ゆうちょ銀行	三菱ＵＦＪ銀行	ゆうちょ銀行 三菱ＵＦＪ銀行を除く 他の提携金融機関
		入 出 金	出 金	出 金	出 金	出 金
平 日	8:00 ～ 8:45	無 料	無 料	110 円	110 円	110 円
	8:45 ～ 18:00			110 円	無料	110 円
	18:00 ～ 21:00			110 円	110 円	220 円
土曜日	9:00 ～ 14:00			110 円	110 円	220 円
	14:00 ～ 17:00			110 円	110 円	220 円
日曜日	9:00 ～ 17:00			110 円	110 円	220 円
祝 日	9:00 ～ 17:00			110 円	110 円	220 円

- 【注】 1. 上記手数料には消費税（10％）が含まれています。
 2. ゆうちょ銀行カードでの手数料有料時間帯については、別途ゆうちょ銀行の定める手数料が発生する場合があります。

◆その他の諸手数料

(令和３年７月１日現在)

再発行手数料	貯 金 通 帳	1 冊につき	1,100 円
	貯 金 証 書	1 枚につき	1,100 円
	キ ャ ッ シ ュ カ ー ド	1 枚につき	1,100 円
	Ｊ Ａ カ ー ド（一体型）	1 枚につき	1,100 円
自 己 宛 小 切 手 発 行 手 数 料		1 枚につき	550 円
残 高 証 明 書 発 行 手 数 料		1 通につき	継続発行：330 円 都度発行：550 円
手 形 ・ 小 切 手 用 紙 代		1 冊につき	手 形：880 円 小切手：660 円
店 内 振 込 手 数 料		3 万円未満 1 件につき	220 円
		3 万円以上 1 件につき	440 円

- 【注】 上記手数料には消費税（10％）が含まれています。

【単体経営資料】

DISCLOSURE 2021

決算の状況

◆貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	令和2年度 令和3年3月31日	令和元年度 令和2年3月31日	科 目	令和2年度 令和3年3月31日	令和元年度 令和2年3月31日
(資産の部)			(負債の部)		
現 金	145	204	貯 金	675,332	657,754
預 け 金	428,403	420,335	当 座 貯 金	21,449	18,000
系 統 預 け 金	428,317	420,252	普 通 貯 金	8,327	8,426
系 統 外 預 け 金	85	83	貯 蓄 貯 金	5	21
有 価 証 券	159,313	153,771	通 知 貯 金	1,000	600
国 債	45,782	41,672	別 段 貯 金	2,703	2,365
地 方 債	22,990	23,707	定 期 貯 金	641,831	628,323
政 府 保 証 債	908	2,626	定 期 積 金	15	17
社 債	37,541	36,358	借 用 金	19,700	20,300
外 国 証 券	31,397	29,404	代 理 業 務 勘 定	3	6
株 式	1,768	1,840	そ の 他 負 債	1,062	702
受 益 証 券	18,923	18,161	貸 付 留 保 金	535	—
貸 出 金	127,490	119,858	未 払 法 人 税 等	44	113
手 形 貸 付	228	93	貯 金 利 子 諸 税 そ の 他	10	8
証 書 貸 付	97,862	91,606	仮 受 金	49	19
当 座 貸 越	4,851	5,101	そ の 他 の 負 債	52	191
金 融 機 関 貸 付	24,548	23,056	未 払 費 用	348	354
そ の 他 資 産	1,246	2,381	前 受 収 益	11	10
従 業 員 貸 付 金	53	63	未 決 済 為 替 借	9	5
差 入 保 証 金	1	1	諸 引 当 金	2,143	2,125
仮 払 金	0	58	相 互 援 助 積 立 金	1,832	1,818
未 収 還 付 法 人 税 等	186	16	賞 与 引 当 金	68	66
そ の 他 の 資 産	358	1,576	退 職 給 付 引 当 金	199	199
未 収 収 益	637	652	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	43	40
前 払 費 用	1	1	繰 延 税 金 負 債	479	—
未 決 済 為 替 貸	7	10	債 務 保 証	2,525	2,523
有 形 固 定 資 産	639	651	負 債 の 部 合 計	701,247	683,412
建 物	102	109	(純資産の部)		
土 地	522	522	出 資 金	25,180	24,500
その他の有形固定資産	14	19	回 転 出 資 金	—	700
外 部 出 資	35,345	35,350	利 益 剰 余 金	26,271	25,799
系 統 出 資	32,779	32,783	利 益 準 備 金	11,421	11,248
系 統 外 出 資	2,565	2,566	そ の 他 利 益 剰 余 金	14,849	14,550
繰 延 税 金 資 産	—	83	経 営 基 盤 安 定 化 積 立 金	5,923	5,836
債 務 保 証 見 返	2,525	2,523	特 別 積 立 金	6,987	6,987
貸 倒 引 当 金	△ 594	△ 547	当 期 未 処 分 剰 余 金	1,938	1,726
			(うち当期剰余金)	(1,260)	(863)
			会 員 資 本 合 計	51,452	50,999
			そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	1,815	199
			評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	1,815	199
			純 資 産 の 部 合 計	53,267	51,199
資 産 の 部 合 計	754,514	734,611	負 債 お よ び 純 資 産 の 部 合 計	754,514	734,611

◆損益計算書

(単位：百万円)

科 目	令和2年度 令和2年4月1日から 令和3年3月31日まで	令和元年度 平成31年4月1日から 令和2年3月31日まで
経常収益	6,107	7,215
資金運用収益	5,015	5,007
貸出金利	852	880
預け金利	34	42
有価証券利息配当金	1,978	1,729
その他の受取利息	2,150	2,355
(うち受取奨励金)	(2,052)	(2,174)
(うち受取特別配当金)	(96)	(180)
役務取引等収益	148	951
受入為替手数料	30	28
その他の受入手数料	118	922
その他の事業収益	579	911
受取助成金	0	0
国債等債券売却益	50	206
その他の事業収益	528	704
その他の経常収益	364	345
株式等売却益	352	335
その他の経常収益	12	9
経常費用	4,751	6,038
資金調達費用	2,833	2,943
貯金金利	70	90
借入金利息	—	14
その他の支払利息	2,762	2,838
(うち支払奨励金)	(2,761)	(2,838)
役務取引等費用	35	854
支払為替手数料	7	7
その他の支払手数料	27	846
その他の役務取引等費用	0	0
その他の事業費用	256	377
支払助成金	8	3
国債等債券償却	248	373
金融派生商品費用	—	0
経費	1,517	1,447
人件費	764	748
人物税	719	663
税金	34	35
その他の経常費用	109	415
貸倒引当金繰入額	47	106
相互援助積立金繰入額	14	41
株式等売却損	44	218
株式等償却	—	47
その他の経常費用	3	1
経常利益	1,356	1,177
特別利益	0	0
固定資産処分益	—	0
その他の特別利益	0	—
特別損失	0	0
固定資産処分損失	0	0
その他の特別損失	0	0
税引前当期利益	1,356	1,177
法人税、住民税および事業税	118	312
過年度法人税等還付税額	△ 34	—
法人税等調整額	12	1
法人税等合計	95	313
当期剰余金	1,260	863
当期首繰越剰余金	678	862
当期末処分剰余金	1,938	1,726

◆キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

科 目	令和2年度 令和2年4月1日から 令和3年3月31日まで	令和元年度 平成31年4月1日から 令和2年3月31日まで
1 事業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期利益	1,356	1,177
減価償却費	13	14
貸倒引当金の増減額（△は減少）	47	△ 180
その他の引当金・積立金の増減額（△は減少）	17	69
資金運用収益	△ 5,015	△ 5,007
資金調達費用	2,833	2,943
有価証券関係損益（△は益）	187	345
固定資産処分損益（△は益）	0	△ 0
貸出金の純増（△）減	△ 7,632	△ 752
預け金の純増（△）減	△ 20,800	20,100
貯金の純増減（△）	17,578	△ 9,496
借入金（劣後特約付借入金を除く）の純増減（△）	△ 600	4,800
その他	478	△ 75
資金運用による収入	5,041	5,081
資金調達による支出	△ 2,848	△ 2,976
事業分量配当金の支払額	△ 507	△ 737
小 計	△ 9,849	15,305
法人税等の支払額	△ 152	△ 410
事業活動によるキャッシュ・フロー	△ 10,002	14,894
2 投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△ 31,747	△ 47,832
有価証券の売却による収入	18,957	20,206
有価証券の償還による収入	10,300	36,464
固定資産の取得による支出	△ 2	△ 7
固定資産の売却による収入	—	0
外部出資の減少による収入	5	—
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 2,487	8,831
3 財務活動によるキャッシュ・フロー		
劣後特約付借入金の減少による支出	—	△ 3,133
出資の増額による収入	680	3,606
出資金の減少による支出	—	△ 0
出資配当金の支払額	△ 281	△ 245
回転出資金の払出による支出	△ 700	△ 488
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 300	△ 259
4 現金および現金同等物に係る換算差額	—	—
5 現金および現金同等物の増加額（減少額）	△ 12,790	23,466
6 現金および現金同等物の期首残高	56,835	33,368
7 現金および現金同等物の期末残高	44,044	56,835

◆剰余金処分計算書

(単位：百万円)

科 目	令和2年度	令和元年度
当 期 未 処 分 剰 余 金	1,938	1,726
剰 余 金 処 分 額	1,256	1,048
利 益 準 備 金	253	173
任 意 積 立 金	190	87
経 営 基 盤 安 定 化 積 立 金	190	87
出 資 配 当 金	296	281
普 通 出 資 に 対 す る 配 当 金	296	281
事 業 分 量 配 当 金	517	507
次 期 繰 越 剰 余 金	681	678

- 【注】 1. 普通出資に対する配当率は、次のとおりです。
 令和2年度 1.185%
 令和元年度 1.185%
2. 事業分量配当金の基準（1年定期貯金ネット平均残高に対し）は、次のとおりです。
 令和2年度 0.090%
 令和元年度 0.090%
3. 目的積立金の種類、積立目的、積立目標額、積立基準等は次のとおりです。
 ①種類 経営基盤安定化積立金
 ②積立目的 県下信用事業の基盤の維持・強化に資するため予測しがたい諸リスクに備えて積み立てる。
 ③積立目標額 特別積立金の残高に達するまでの額。
 ④積立・取崩基準 総会の決議に基づき、上記目的に照らして必要な額を取り崩すことができる。

注記表

令和 2 年度

(令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日まで)

1 重要な会計方針に関する事項

- (1) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しており、金額百万円未満の科目については「0」で表示しています。
- (2) 有価証券（外部出資勘定の株式を含む。）の評価基準および評価方法は、有価証券の保有目的区分ごとに次のとおり行っています。
 - ・満期保有目的の債券…定額法による償却原価法（売却原価は移動平均法により算定）
 - ・その他の有価証券
 - 時価のあるもの…原則として決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
 - 時価を把握することが極めて困難と認められるもの…原価法（売却原価は移動平均法により算定）
 なお、取得価額と券面金額との差額のうち金利調整と認められる部分については償却原価法による取得価額の修正を行っています。
- (3) 有形固定資産の減価償却は、定率法（ただし、平成 10 年 4 月 1 日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）ならびに平成 28 年 4 月 1 日以降に取得した建物附属設備および構築物については定額法）を採用し、資産から直接減額して計上しています。

また、主な耐用年数は次のとおりです。

建物	8 年～50 年
その他	3 年～35 年
- (4) 引当金の計上方法
 - ① 貸倒引当金

貸倒引当金は、「資産の償却・引当要領」に則り、次のとおり計上しています。

正常先債権および要注先債権（要管理債権を含む。）に相当する債権については主として今後 1 年間の予想損失額または今後 3 年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1 年間または 3 年間の貸倒実績または倒産実績を基礎とした貸倒実績率または倒産確率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しています。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しています。破綻先債権および実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しています。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しています。
 - ② 賞与引当金

賞与引当金は、職員への賞与の支払に備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当年度に帰属する額を計上しています。
 - ③ 退職給付引当金

退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当年度末における職員の自己都合退職の場合の要支給額を基礎として計上しています。
 - ④ 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員の退任給与の支給に備えるため、「役員退職慰労引当金規程」に基づき、当年度末要支給見積額を計上しています。
 - ⑤ 相互援助積立金

相互援助積立金は、「宮崎県 J A バンク支援制度要領」に基づき、J A バンクの信用向上に資することを目的として、所要額を計上しています。
- (5) 消費税等の会計処理

消費税および地方消費税（以下「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっています。

ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当年度の費用に計上しています。

2 表示方法の変更にに関する事項

「農業協同組合法施行規則第 126 条の 3 の 2 の改正により、「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第 31 号 2020 年 3 月 31 日）を適用し、当年度より貸倒引当金および金融商品の時価に関する見積りに関する情報を「会計上の見積りに関する事項」に記載しています。

3 会計上の見積りに関する事項

会計上の見積りにより当年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌年度に係る計算書類に重要な影響をおよぼす可能性があるものは、次のとおりです。

1. 貸倒引当金
 - (1) 当年度に係る計算書類に計上した額

貸倒引当金 594 百万円
 - (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報
 - ① 算出方法

貸倒引当金の算出方法は、「重要な会計方針に関する事項」「(4) 引当金の計上方法」「①貸倒引当金」に記載しています。
 - ② 主要な仮定

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」です。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しています。
 - ③ 翌年度に係る計算書類におよぼす影響

個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響をおよぼす可能性があります。

2. 金融商品の時価

(1) 当年度に係る計算書類に計上した額

「金融商品に関する事項」「(2) 金融商品の時価等に関する事項」に記載しています。

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

① 算出方法

金融商品の時価の算出方法は、「(2) 金融商品の時価等に関する事項」「②金融商品の時価の算定方法」に記載しています。

② 主要な仮定

主要な仮定は時価評価モデルに用いるインプットであり、為替相場、イールドカーブ、有価証券の時価等の市場で直接または間接的に観察可能なインプットのほか、相関係数等の重要な見積りを含む市場で観察できないインプットを使用する場合もあります。

4 貸借対照表に関する事項

(1) 有形固定資産の減価償却累計額は、495 百万円です。

(2) 有形固定資産の圧縮記帳額は、1,418 百万円です。

(3) 担保に供している資産は、為替決済に伴う担保としての定期預金 25,000 百万円、先物取引証拠金等の代用としての有価証券 201 百万円です。

(4) 無担保の消費貸借契約（債券貸借取引）により貸し付けている有価証券が、国債に 3,799 百万円含まれています。

(5) 貸出金のうち、破綻先債権はなく、延滞債権額は 514 百万円です。

なお、破綻先債権とは、元本または利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本または利息の取立てまたは弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和 40 年政令第 97 号）第 96 条第 1 項第 3 号イからホまでに掲げる事由または同項第 4 号に規定する事由が生じている貸出金です。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権および債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金です。

(6) 貸出金のうち、3 か月以上延滞債権はありません。

なお、3 か月以上延滞債権とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から 3 月以上遅延している貸出金で破綻先債権および延滞債権に該当しないものです。

(7) 貸出金のうち、貸出条件緩和債権はありません。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権および 3 か月以上延滞債権に該当しないものです。

(8) 破綻先債権額、延滞債権額、3 か月以上延滞債権額および貸出条件緩和債権額の合計額は 514 百万円です。

なお、(5) から (8) に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

(9) 当座貸越契約および貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約です。これらの契約に係る融資未実行残高は、45,344 百万円です。

(10) 貸出金には、他の債権よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付貸出金 13,820 百万円が含まれています。

5 金融商品に関する事項

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当会は、宮崎県を事業区域として、地元の J A 等が会員となって運営されている相互扶助型の農業専門金融機関であり、地域経済の活性化に資する地域金融機関です。

J A は、農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域へ貸付け、その残りを当会が預かる仕組みとなっています。

当会では、これを原資として、資金を必要とする J A や農業に関連する企業・団体および、県内の地場企業や団体、地方公共団体などに貸付を行っています。

また、残った資金は農林中央金庫に預け入れるほか、国債や地方債等の債券、投資信託、株式等の有価証券による運用を行っています。

② 金融商品の内容およびそのリスク

当会が保有する金融資産は、主として県内の取引先および個人に対する貸出金（当座貸越契約貸出コミットメントを含む。）および有価証券であり、貸出金は、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

当年度末における貸出金のうち、27%は金融・保険業に対するものであり、当該金融・保険業を巡る経済環境等の状況の変化により、契約条件に従った債務履行がなされない可能性があります。

また、有価証券は、主に債券、投資信託、株式であり、満期保有目的、純投資目的（その他目的）で保有しています。

これらは、それぞれ発行体の信用リスクおよび金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されています。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

a 信用リスクの管理

当会は、リスクマネジメント基本方針および信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金の信用リスク管理については、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、信用格付、保証や担保の設定、問題債権への対応など、与信管理に関する体制を整備し運営しています。これらの与信管理は、融資部のほかリスク管理部により行われ、また、定期的に経営陣によるリスク管理委員会や理事会を開催し、報告を行っています。さらに、与信管理の状況についてもリスク管理部がチェックしています。有価証券の発行体の信用リスクに関しては、リスク管理部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しています。

b 市場リスクの管理

(a) 金利リスクの管理

当会は、ALMによって金利の変動リスクを管理しています。

ALMに関する規程および要領において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、ALM委員会において協議されたALMに関する方針に基づき、理事会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っています。

また、管理部において金融資産および負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、定期的にALM委員会や理事会に報告しています。

(b) 価格変動リスクの管理

有価証券を含む投資商品の保有については、ALM委員会の方針に基づき、理事会の監督の下、余裕金運用規程に従って行われています。

運用にあたっては、運用限度額を設定し、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っています。

管理部で保有している外部出資の多くは、業務上事業推進目的で保有しているものであり、取引先の市場環境や財務状況などをモニタリングしています。

これらの情報はリスク管理部を通じ、理事会およびリスク管理委員会において定期的に報告されています。

(c) デリバティブ取引

デリバティブ取引に関しては、取引の執行、事務管理に関する部門をそれぞれ分離し内部牽制を確立するとともに、リスク管理部においてモニタリングを行っています。

(d) 市場リスクに係る定量的情報

当会において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「貸出金」、「有価証券」のその他有価証券および満期保有目的に分類される債券、「貯金」、「借入金」です。

当会では、これらの金融資産および金融負債について、市場リスク量をVaRにより日次で計測し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しています。

当会のVaRは分散分岐法（保有期間1年、信頼区間99%、観測期間5年）により算出しており、令和3年3月31日現在で当会の市場リスク量（損失額の推計値）は、全体で16,148百万円です。

なお、当会では、バックテストを実施のうえ、VaR計測モデルの妥当性を検証しています。

ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスクを計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

c 資金調達に係る流動性リスクの管理

当会は、ALMを通じて、適時に資金管理を行うほか、市場環境を考慮した長短の調達バランス調整などによって、流動性リスクを管理しています。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む。）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む。）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なる場合もあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

① 金融商品の貸借対照表計上額および時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額は、次のとおりです。

なお、時価の把握が困難なものについては、次表には含めず③に記載しています。

	貸借対照表計上額	時価	差額
預け金	428,403	428,408	4
有価証券			
満期保有目的の債券	24,100	24,062	△ 38
その他有価証券	135,212	135,212	—
貸出金	127,543		
貸倒引当金	594		
貸倒引当金控除後	126,948	128,497	1,548
資産計	714,664	716,180	1,515
貯金	675,332	675,353	20
借入金	19,700	19,700	—
負債計	695,032	695,053	20

(注) 1. 貸出金に対応する一般貸倒引当金および個別貸倒引当金を控除しています。

2. 貸出金には、貸借対照表上のその他資産に計上している従業員貸付金 53 百万円を含めています。

② 金融商品の時価の算定方法

【資産】

a 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預け金については、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである円 Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

b 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格または取引金融機関等から提示された価格によっています。また、投資信託については、公表されている基準価格によっています。

c 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである円 Libor・スワップレートで割り引き、貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

なお、分割実行案件で未実行額がある場合には、元利金の合計額をリスクフリーレートである円 Libor・スワップレートで割り引いた額に、帳簿価額に未実行額を加えた額に対する帳簿価額の割合を乗じ、貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等については、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

a 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。また、定期性貯金の時価は、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである円 Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

b 借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっています。

固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額をリスクフリーレートである円 Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

③ 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれていません。

貸借対照表計上額

外部出資 35,345 百万円

(注) 外部出資のうち、市場価格のある株式以外のものについては、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としていません。

④ 金銭債権および満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1 年以内	1 年超 2 年以内	2 年超 3 年以内	3 年超 4 年以内	4 年超 5 年以内	5 年超
預け金	428,403	—	—	—	—	—
有価証券						
満期保有目的の債券	—	1,300	3,000	500	—	19,300
その他有価証券のうち満期があるもの	13,118	9,958	11,022	6,628	9,512	72,687
貸出金	18,779	11,476	12,492	10,592	11,401	61,728
合 計	460,301	22,734	26,514	17,720	20,913	153,716

(注) 1. 貸出金のうち、貸借対照表上の当座貸越(融資型除く) 0 百万円については「1 年以内」に含めています。また、期限のない劣後特約付貸出金 13,820 百万円については「5 年超」に含めています。

2. 貸出金のうち、3 か月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等 69 百万円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

3. 貸出金の分割実行案件のうち、貸付決定額の一部実行案件 949 百万円は償還日が特定できないため含めていません。

⑤ 借入金およびその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1 年以内	1 年超 2 年以内	2 年超 3 年以内	3 年超 4 年以内	4 年超 5 年以内	5 年超
貯金	674,043	1,020	186	55	27	—
借入金	6,100	4,900	5,600	3,100	—	—
合 計	680,143	5,920	5,786	3,155	27	—

(注) 貯金のうち、要求払貯金については「1 年以内」に含めています。

6 有価証券に関する事項

(1) 有価証券の時価および評価差額等に関する事項は次のとおりです。

① 満期保有目的の債券

満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：百万円)

	種 類	貸借対照表 計 上 額	時 価	差 額
時価が貸借対照表 計上額を超えるもの	国 債	—	—	—
	地 方 債	—	—	—
	社 債	1,500	1,516	16
	そ の 他	9,493	9,674	180
	小 計	10,993	11,190	196
時価が貸借対照表 計上額を超えないもの	国 債	—	—	—
	地 方 債	—	—	—
	社 債	2,000	1,973	△ 26
	そ の 他	11,106	10,897	△ 209
	小 計	13,106	12,871	△ 235
合 計		24,100	24,062	△ 38

② その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの貸借対照表計上額、取得原価およびこれらの差額については、次のとおりです。
(単位：百万円)

	種 類	貸借対照表 計 上 額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株 式	1,265	1,123	142
	債 券	73,053	71,519	1,533
	国 債	32,198	31,226	971
	地 方 債	15,037	14,906	131
	社 債	19,041	18,785	256
	そ の 他	6,776	6,602	174
	そ の 他	11,715	9,938	1,777
	小 計	86,034	82,580	3,453
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株 式	503	547	△ 43
	債 券	41,466	42,034	△ 567
	国 債	13,584	13,806	△ 221
	地 方 債	7,953	8,059	△ 106
	社 債	15,000	15,164	△ 163
	そ の 他	4,928	5,004	△ 76
	そ の 他	7,207	7,607	△ 399
	小 計	49,177	50,189	△ 1,011
合 計		135,212	132,770	2,442

- (注) 1. 上記差額合計から繰延税金負債 627 百万円を差し引いた額 1,815 百万円が「その他有価証券評価差額金」になります。
2. その他有価証券（時価を把握することが極めて困難なものを除く。）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しています。
当年度における減損処理額は、248 百万円（うち、社債 248 百万円）です。
なお、減損処理にあたっては、当年度末における時価が取得原価に比べ 50%以上下落した場合には全て減損処理を行い、30%以上 50%未満下落した場合は、回復の可能性を考慮して減損処理を行っています。

(2) 当年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。

(3) 当年度中に売却したその他有価証券は次のとおりです。

(単位：百万円)

	売却額	売却益	売却損
株 式	2,232	253	44
債 券	8,176	50	—
その他	2,554	98	—
合 計	12,963	402	44

7 退職給付に関する事項

(1) 退職給付

① 採用している退職給付制度の概要

当会では、職員の退職給付にあてるため、退職一時金制度を設けています。退職一時金制度では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しています。

また、この制度に加え、退職給付の一部にあてるため一般財団法人全国農林漁業団体共済会との契約に基づく退職共済制度を採用しています。

当会が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金および退職給付費用を計算しています。

② 確定給付制度

a 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	199 百万円
退職給付費用	40 百万円
退職給付の支払額	△ 13 百万円
制度への拠出額	△ 27 百万円
期末における退職給付引当金	<u>199 百万円</u>

b 退職給付債務および年金資産と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	555 百万円
年金資産	△ 356 百万円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	<u>199 百万円</u>

退職給付引当金	199 百万円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	<u>199 百万円</u>

c 退職給付に関連する損益

簡便法で計算した退職給付費用	40 百万円
----------------	--------

(2) 人件費には、厚生年金保険制度および農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拋出した特例業務負担金を含めて計上しています。

なお、当年度において存続組合に対して拋出した特例業務負担金の額は、8百万円となっています。

また、存続組合より示された令和3年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、99百万円となっています。

8 税効果会計に関する事項

(1) 繰延税金資産および繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等

繰延税金資産	
貸倒引当金超過額	121 百万円
退職給付引当金超過額	55 百万円
相互援助積立金超過額	506 百万円
有価証券償却額	79 百万円
賞与引当金超過額	18 百万円
未払事業税	7 百万円
未払奨励金	62 百万円
その他	16 百万円
繰延税金資産小計	867 百万円
評価性引当額	△ 719 百万円
繰延税金資産合計 (A)	147 百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△ 627 百万円
繰延税金負債合計 (B)	△ 627 百万円
繰延税金負債の純額 (A) + (B)	△ 479 百万円

(2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	27.66%
(調整)	
事業分量配当金の損金に算入される項目	△ 10.55%
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.10%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△ 5.58%
住民税均等割等	0.28%
評価性引当額の増減	△ 2.30%
法人税等の還付額	△ 2.56%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	7.05%

9 キャッシュ・フロー計算書に関する事項

キャッシュ・フロー計算書における資金（現金および現金同等物）の範囲は、貸借対照表上の「現金」ならびに「預け金」中の当座預け金、普通預け金および通知預け金です。

注記表

令和元年度

(平成31年4月1日から令和2年3月31日まで)

1 重要な会計方針に関する事項

- (1) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しており、金額百万円未満の科目については「0」で表示しています。
- (2) 有価証券（外部出資勘定の株式を含む。）の評価基準および評価方法は、有価証券の保有目的区分ごとに次のとおり行っています。
 - ・満期保有目的の債券…定額法による償却原価法（売却原価は移動平均法により算定）
 - ・其他有価証券
 - 時価のあるもの…原則として決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
 - 時価を把握することが極めて困難と認められるもの…原価法（売却原価は移動平均法により算定）
 なお、取得価額と券面金額との差額のうち金利調整と認められる部分については償却原価法による取得価額の修正を行っています。
- (3) 有形固定資産の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物については定額法）を採用し、資産から直接減額して計上しています。

建物	8年～50年
その他	3年～35年
- (4) 相互援助積立金は、「宮崎県JAバンク支援制度要領」に基づき、JAバンク支援積立金として必要額を計上しています。
- (5) 引当金の計上方法
 - ① 貸倒引当金

貸倒引当金は、「資産の償却・引当要領」に則り、次のとおり計上しています。

正常先債権および要注意先債権（要管理債権を含む。）に相当する債権については、主として今後1年間の予想損失額または今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間または3年間の貸倒実績または倒産実績を基礎とした貸倒実績率または倒産確率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算出しています。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しています。破綻先債権および実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しています。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しています。
 - ② 賞与引当金

賞与引当金は、職員への賞与の支払に備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当年度に帰属する額を計上しています。
 - ③ 退職給付引当金

退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当年度末における職員の自己都合退職の場合の要支給額を基礎として計上しています。
 - ④ 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員の退任給与の支払に備えるため、「役員退職慰労引当金規程」に基づき、当年度末要支給見積額を計上しています。
- (6) 消費税等の会計処理

消費税および地方消費税（以下「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっています。

ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当年度の費用に計上しています。

2 貸借対照表に関する事項

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額は、488百万円です。
- (2) 有形固定資産の圧縮記帳額は、1,418百万円です。
- (3) 担保に供している資産は、為替決済に伴う担保としての定期預金25,000百万円、先物取引証拠金等の代用としての有価証券204百万円です。
- (4) 無担保の消費貸借契約（債券貸借取引）により貸し付けている有価証券が、国債に637百万円含まれています。
- (5) 貸出金のうち、破綻先債権はなく、延滞債権額は443百万円です。

なお、破綻先債権とは、元本または利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本または利息の取立てまたは弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由または同項第4号に規定する事由が生じている貸出金です。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権および債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金です。
- (6) 貸出金のうち、3か月以上延滞債権はありません。

なお、3か月以上延滞債権とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸出金で破綻先債権および延滞債権に該当しないものです。
- (7) 貸出金のうち、貸出条件緩和債権はありません。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権および3か月以上延滞債権に該当しないものです。
- (8) 破綻先債権額、延滞債権額、3か月以上延滞債権額および貸出条件緩和債権額の合計額は443百万円です。

なお、(5)から(8)に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。
- (9) 当座貸越契約および貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約です。これらの契約に係る融資未実行残高は、44,081百万円です。
- (10) 貸出金には、他の債権よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付貸出金13,820百万円が含まれています。

3 金融商品に関する事項

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当会は、宮崎県を事業区域として、地元のＪＡ等が会員となって運営されている相互扶助型の農業専門金融機関であり、地域経済の活性化に資する地域金融機関です。

ＪＡは、農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域へ貸付け、その残りを当会が預かる仕組みとなっています。

当会では、これを原資として、資金を必要とするＪＡや農業に関連する企業・団体および、県内の地場企業や団体、地方公共団体などに貸付を行っています。

また、残った資金は農林中央金庫に預け入れるほか、国債や地方債等の債券、投資信託、株式等の有価証券による運用を行っています。

② 金融商品の内容およびそのリスク

当会が保有する金融資産は、主として県内の取引先および個人に対する貸出金および有価証券であり、貸出金は、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

当年度末における貸出金のうち、26%は金融・保険業に対するものであり、当該金融・保険業を巡る経済環境等の状況の変化により、契約条件に従った債務履行がなされない可能性があります。

また、有価証券は、主に債券、投資信託、株式であり、満期保有目的、純投資目的（その他目的）で保有しています。

これらは、それぞれ発行体の信用リスクおよび金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されています。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

a 信用リスクの管理

当会は、リスクマネジメント基本方針および信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金の信用リスク管理については、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、信用格付、保証や担保の設定、問題債権への対応など信用管理に関する体制を整備し運営しています。

これらの与信管理は、融資部のほかリスク管理部により行われ、また、定期的に経営陣によるリスク管理委員会や理事会を開催し、報告を行っています。さらに、与信管理の状況についてもリスク管理部がチェックしています。

有価証券の発行体の信用リスクに関しては、リスク管理部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しています。

b 市場リスクの管理

(a) 金利リスクの管理

当会は、ＡＬＭによって金利の変動リスクを管理しています。

ＡＬＭに関する規程および要領において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、ＡＬＭ委員会において協議されたＡＬＭに関する方針に基づき、理事会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っています。

また、管理部において金融資産および負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、定期的にＡＬＭ委員会や理事会に報告しています。

(b) 価格変動リスクの管理

有価証券を含む投資商品の保有については、ＡＬＭ委員会の方針に基づき、理事会の有価証券を含む投資商品の保有については、ＡＬＭ委員会の方針に基づき、理事会の監督の下、余裕金運用規程に従い行われています。

運用にあたっては、運用限度額を設定し、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っています。

管理部で保有している外部出資の多くは、業務上事業推進目的で保有しているものであり、取引先の市場環境や財務状況などをモニタリングしています。

有価証券を含む投資商品の保有については、ＡＬＭ委員会の方針に基づき、理事会のこれらの情報はリスク管理部を通じ、理事会およびリスク管理委員会において定期的に報告されています。

(c) デリバティブ取引

デリバティブ取引に関しては、取引の執行、事務管理に関する部門をそれぞれ分離し内部牽制を確立するとともに、リスク管理部においてモニタリングを行っています。

(d) 市場リスクに係る定量的情報

（トレーディング目的以外の金融商品）

当会で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。

当会において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「貸出金」、「有価証券」のその他有価証券に分類される債券、「貯金」、「借入金」です。

当会では、これらの金融資産および金融負債について、期末後１年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当年度末現在、指標となる金利が0.07%上昇したものと想定した場合には、経済価値が1,000百万円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

c 資金調達に係る流動性リスクの管理

当会は、ＡＬＭを通じて、適時に資金管理を行うほか、市場環境を考慮した長短の調達バランス調整などによって、流動性リスクを管理しています。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なる場合もあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

① 金融商品の貸借対照表計上額および時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額は、次のとおりです。
なお、時価の把握が困難なものについては、次表には含めず③に記載しています。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
預け金	420,335	420,353	18
有価証券			
満期保有目的の債券	22,910	21,922	△ 987
その他有価証券	130,861	130,861	—
貸出金	119,921		
貸倒引当金	547		
貸倒引当金控除後	119,374	121,057	1,683
資産計	693,481	694,195	713
貯金	657,754	657,806	52
借入金	20,300	20,300	—
負債計	678,054	678,106	52

(注) 1. 貸出金に対応する一般貸倒引当金および個別貸倒引当金を控除しています。

2. 貸出金には、貸借対照表上のその他資産に計上している従業員貸付金 63 百万円を含めています。

② 金融商品の時価の算定方法

【資産】

a 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預け金については、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである円 L i b o r ・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

b 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格または取引金融機関等から提示された価格によっています。また、投資信託については、公表されている基準価格によっています。

c 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

固定金利によるものは、貸出金の種類、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである円 L i b o r ・スワップレートで割り引き、貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等については、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

a 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。

また、定期性貯金の時価は、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである円 L i b o r ・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

b 借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は実行後大きく異ならないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっています。

固定金利によるものは、一定の期間毎に区分した当該借入金の元利金の合計額をリスクフリーレートである円 L i b o r ・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

③ 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれていません。

貸借対照表計上額	
外部出資	35,350 百万円

(注) 外部出資のうち、市場価格のある株式以外のものについては、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としていません。

④ 金銭債権および満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1 年以内	1 年超 2 年以内	2 年超 3 年以内	3 年超 4 年以内	4 年超 5 年以内	5 年超
預け金	420,335	—	—	—	—	—
有価証券						
満期保有目的の債券	800	—	1,300	2,000	500	18,300
その他有価証券のうち満期があるもの	11,239	13,877	10,353	10,269	7,786	65,499
貸出金	15,736	13,357	11,072	11,485	7,881	59,671
合 計	448,110	27,234	22,726	23,754	16,168	143,471

(注) 1. 貸出金のうち、貸借対照表上の当座貸越（融資型除く）0 百万円については「1 年以内」に含めています。また、期限のない劣後特約付貸出金 13,820 百万円については「5 年超」に含めています。

2. 貸出金のうち、3 か月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等 69 百万円は償還の予定が見込まれないため、含まれていません。

3. 貸出金の分割実行案件のうち、貸付決定額の一部実行案件 583 百万円は償還日が特定できないため含まれていません。

⑤ 借入金およびその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1 年以内	1 年超 2 年以内	2 年超 3 年以内	3 年超 4 年以内	4 年超 5 年以内	5 年超
貯金	655,692	1,044	962	0	55	—
借入金	3,700	6,100	4,900	5,600	—	—
合 計	659,392	7,144	5,862	5,600	55	—

(注) 1. 貯金のうち、要求払貯金については「1 年以内」に含めています。

4 有価証券に関する事項

(1) 有価証券の時価および評価差額等に関する事項は次のとおりです。

① 満期保有目的の債券

満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：百万円)				
	種 類	貸借対照表 計 上 額	時 価	差 額
時価が貸借対照表 計上額を超えるもの	国 債	—	—	—
	地 方 債	—	—	—
	社 債	—	—	—
	そ の 他	5,298	5,464	166
	小 計	5,298	5,464	166
時価が貸借対照表 計上額を超えないもの	国 債	—	—	—
	地 方 債	—	—	—
	社 債	2,500	2,444	△ 55
	そ の 他	15,111	14,013	△ 1,098
	小 計	17,611	16,457	△ 1,154
合 計		22,910	21,922	△ 987

② その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの貸借対照表計上額、取得原価およびこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：百万円)				
	種 類	貸借対照表 計 上 額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株 式	537	488	49
	債 券	82,328	80,370	1,957
	国 債	39,127	37,793	1,334
	地 方 債	21,529	21,183	345
	社 債	16,046	15,891	154
	そ の 他	5,625	5,502	123
	そ の 他	6,600	5,962	638
	小 計	89,467	86,821	2,646
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株 式	1,302	1,478	△ 176
	債 券	28,530	29,279	△ 748
	国 債	2,544	2,568	△ 23
	地 方 債	2,178	2,191	△ 13
	社 債	17,811	18,213	△ 401
	そ の 他	5,995	6,305	△ 310
	そ の 他	11,560	13,005	△ 1,444
	小 計	41,393	43,763	△ 2,370
合 計		130,861	130,585	276

- (注) 1. 上記差額合計から繰延税金負債 76 百万円を差し引いた額 199 百万円が「その他有価証券評価差額金」になります。
2. その他有価証券（時価を把握することが極めて困難なものを除く。）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当期の損失として処理（以下「減損処理」という。）しています。
- 当年度における減損処理額は、420 百万円（うち、株式 47 百万円、受益証券 373 百万円）です。
- なお、減損処理にあたっては、当年度末における時価が取得原価に比べ 50%以上下落した場合には全て減損処理を行い、30%以上 50%未満下落した場合は、回復の可能性を考慮して減損処理を行っています。

(2) 当年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。

(3) 当年度中に売却したその他有価証券は次のとおりです。

(単位：百万円)			
	売却額	売却益	売却損
株 式	2,522	210	218
債 券	13,287	206	—
その他	2,887	125	—
合 計	18,696	541	218

5 退職給付に関する事項

① 退職給付

① 採用している退職給付制度の概要

当会では、職員の退職給付にあてるため、退職一時金制度を設けています。退職一時金制度では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しています。

また、この制度に加え、退職給付の一部にあてるため一般財団法人全国農林漁業団体共済会との契約に基づく退職共済制度を採用しています。

当会が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金および退職給付費用を計算しています。



② 確定給付制度

a 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	185 百万円
退職給付費用	41 百万円
退職給付の支払額	△ 0 百万円
制度への拠出額	△ 26 百万円
期末における退職給付引当金	<u>199 百万円</u>

b 退職給付債務および年金資産と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職給付債務	551 百万円
年金資産	△ 351 百万円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	<u>199 百万円</u>
退職給付引当金	<u>199 百万円</u>
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	<u>199 百万円</u>

c 退職給付に関連する損益

簡便法で計算した退職給付費用	41 百万円
----------------	--------

(2) 人件費には、厚生年金保険制度および農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金を含めて計上しています。

なお、当年度において存続組合に対して拠出した特例業務負担金の額は、8 百万円となっています。

また、存続組合より示された令和 2 年 3 月現在における令和 14 年 3 月までの特例業務負担金の将来見込額は、106 百万円となっています。

6 税効果会計に関する事項

(1) 繰延税金資産および繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等

繰延税金資産	
貸倒引当金超過額	119 百万円
退職給付引当金超過額	55 百万円
相互援助積立金超過額	502 百万円
有価証券償却額	116 百万円
賞与引当金超過額	18 百万円
未払事業税	19 百万円
未払奨励金	62 百万円
その他	16 百万円
繰延税金資産小計	910 百万円
評価性引当額	△ 750 百万円
繰延税金資産合計（A）	159 百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△ 76 百万円
繰延税金負債合計（B）	△ 76 百万円
繰延税金資産の純額（A）＋（B）	83 百万円

(2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	27.66%
（調整）	
事業分量配当金の損金に算入される項目	△ 11.91%
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.34%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△ 6.29%
住民税均等割等	0.33%
評価性引当額の増減	16.50%
その他	0.02%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	<u>26.65%</u>

7 キャッシュ・フロー計算書に関する事項

キャッシュ・フロー計算書における資金（現金および現金同等物）の範囲は、貸借対照表上の「現金」ならびに「預け金」中の当座預け金、普通預け金および通知預け金です。

◆財務諸表の適正性等にかかる確認

確 認 書

- ① 私は、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの事業年度にかかるディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表作成に関するすべての重要な点において関係諸法令に準拠して適正に表示されていることを確認しました。
- ② 当該確認を行うにあたり、財務諸表が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認しました。
- ・業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されております。
 - ・業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部管理体制の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については理事会等に適切に報告されております。
 - ・重要な経営情報については、理事会等へ適切に付議・報告されております。

令和3年7月1日

宮崎県信用農業協同組合連合会 代表理事理事長 迫 義文

【注】財務諸表とは、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書、キャッシュ・フロー計算書および注記表を指しています。

◆会計監査人の監査

令和元年度および令和2年度の貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書および注記表は、農業協同組合法第37条の2第3項の規定に基づき、みのり監査法人の監査を受けております。

■ 損益の状況

◆ 最近の5事業年度の主要な経営指標

(単位：百万円、口、人、%)

項 目	令和2年度	令和元年度	平成30年度	平成29年度	平成28年度
経 常 収 益	6,107	7,215	7,803	8,106	7,830
経 常 利 益	1,356	1,177	1,838	2,439	2,109
当 期 剰 余 金	1,260	863	1,550	2,078	1,728
出 資 金	25,180	24,500	20,893	20,036	19,168
(出 資 口 数)	(2,518,083)	(2,450,022)	(2,089,340)	(2,003,627)	(1,916,814)
純 資 産 額	53,267	51,199	50,591	51,062	49,821
総 資 産 額	754,514	734,611	743,188	742,052	687,676
貯 金 等 残 高	675,332	657,754	667,251	670,359	623,318
貸 出 金 残 高	127,490	119,858	119,105	110,323	106,030
有 価 証 券 残 高	159,313	153,771	167,626	165,655	153,511
剰 余 金 配 当 金 額	813	788	982	1,196	1,043
普 通 出 資 配 当 額	296	281	245	198	189
後 配 出 資 配 当 額	—	—	—	—	—
事 業 分 量 配 当 額	517	507	737	998	853
職 員 数	108	112	109	113	117
単 体 自 己 資 本 比 率	18.08	18.05	18.21	21.26	22.62

【注】「単体自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」（平成18年金融庁・農林水産省告示第2号）に基づき算出しております。

◆ 利益総括表

(単位：百万円、%)

項 目	令和2年度	令和元年度	増 減
資 金 運 用 収 支	2,182	2,064	118
役 務 取 引 等 収 支	113	96	16
そ の 他 事 業 収 支	322	533	△ 210
事 業 粗 利 益	2,618	2,694	△ 75
(事 業 粗 利 益 率)	(0.37)	(0.39)	(△ 0.02)

【注】 1. 資金運用収支＝資金運用収益－（資金調達費用－金銭の信託運用見合費用）

2. 役務取引等収支＝役務取引等収益－役務取引等費用

3. その他事業収支＝その他事業収益－その他事業費用

4. 事業粗利益＝資金運用収支＋役務取引等収支＋その他事業収支

5. 事業粗利益率＝事業粗利益／資金運用勘定平均残高×100

◆ 事業純益

(単位：百万円)

項 目	令和2年度	令和元年度	増 減
事 業 純 益	1,058	1,247	△ 188
実 質 事 業 純 益	1,100	1,247	△ 146
コ ア 事 業 純 益	1,298	1,413	△ 114
コ ア 事 業 純 益 (投資信託解約損益を除く)	834	1,234	△ 400

【注】 1. 事業純益＝事業収益－（事業費用－金銭の信託運用見合費用）－一般貸倒引当金繰入額

2. 実質事業純益＝事業純益＋一般貸倒引当金繰入額

3. コア事業純益＝実質事業純益－国債等債券関係損益

国債等債券関係損益は、国債等債券売却益、国債等債券償還益、国債等債券売却損、国債等債券償還損、国債等債券償却を通算した損益です。

◆資金運用収支の内訳

(単位：百万円、%)

項 目	令和2年度			令和元年度		
	平均残高	利 息	利回り	平均残高	利 息	利回り
資 金 運 用 勘 定	706,128	5,015	0.71	698,146	5,007	0.72
うち 預 け 金	420,611	2,183	0.52	417,875	2,396	0.57
うち 有 価 証 券	160,432	1,978	1.23	162,190	1,729	1.07
うち 貸 出 金	125,024	852	0.68	118,014	880	0.75
資 金 調 達 勘 定	688,484	2,833	0.41	680,455	2,943	0.43
うち 貯 金・定 積	668,584	2,831	0.42	661,559	2,928	0.44
うち 譲 渡 性 貯 金	—	—	—	—	—	—
うち 借 入 金	19,329	—	—	18,873	14	0.08
総 資 金 利 ざ や			0.08			0.07

【注】 1. 総資金利ざや＝資金運用利回り－資金調達原価率

資金調達原価率＝（資金調達費用（貯金利息＋譲渡性貯金利息＋売現先利息＋債券貸借取引支払利息＋借入金利息＋金利スワップ支払利息＋その他支払利息（支払雑利息等））＋経費－金銭の信託運用見合費用）／（貯金＋譲渡性貯金＋売現先勘定＋債券貸借取引受入担保金＋借入金＋その他（貸付留保金、従業員預り金等）－金銭の信託運用見合額）×100

2. 資金運用勘定の「うち預け金」の利息には、受取奨励金および受取特別配当金が含まれています。

3. 資金調達勘定の「うち貯金・定積」の利息には、支払奨励金が含まれています。

4. 資金調達勘定計の平均残高および利息は金銭の信託運用見合額および金銭の信託運用見合費用を控除しています。

◆受取・支払利息の増減額

(単位：百万円)

項 目	令和2年度増減額	令和元年度増減額
受 取 利 息	8	△ 886
うち 預 け 金	△ 212	△ 461
うち 有 価 証 券	248	△ 144
うち 貸 出 金	△ 28	△ 280
支 払 利 息	△ 110	△ 311
うち 貯 金・定 積	△ 96	△ 259
うち 譲 渡 性 貯 金	—	—
うち 借 入 金	△ 14	△ 52
差 引	118	△ 575

【注】 1. 増減額は前年度対比です。

2. 受取利息の「うち預け金」には、受取奨励金および受取特別配当金が含まれています。

3. 支払利息の「うち貯金・定積」には、支払奨励金が含まれています。

4. 支払利息計の増減額は金銭の信託運用見合費用控除後の支払利息額の増減額です。

■ 事業の概況

貯金に関する指標

◆科目別貯金平均残高

(単位：百万円、%)

種 類	令和2年度		令和元年度		増 減
流 動 性 貯 金	28,078	(4.2)	25,629	(3.8)	2,449
定 期 性 貯 金	640,160	(95.7)	635,595	(96.1)	4,564
そ の 他 の 貯 金	345	(0.1)	334	(0.1)	10
計	668,584	(100.0)	661,559	(100.0)	7,024
譲 渡 性 貯 金	—	(0.0)	—	(0.0)	—
合 計	668,584	(100.0)	661,559	(100.0)	7,024

【注】 1. 流動性貯金＝当座貯金＋普通貯金＋貯蓄貯金＋通知貯金

2. 定期性貯金＝定期貯金＋定期積金

3. () 内は構成比です。

◆定期貯金残高

(単位：百万円、%)

種 類	令和2年度		令和元年度		増 減
定 期 貯 金	641,831	(100.0)	628,323	(100.0)	13,507
うち 固 定 金 利 定 期	641,831	(100.0)	628,323	(100.0)	13,507
うち 変 動 金 利 定 期	—	(0.0)	—	(0.0)	—

【注】 1. 固定金利定期：預入時に満期日までの利率が確定する定期貯金

2. 変動金利定期：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期貯金

3. () 内は構成比です。

貸出金等に関する指標

◆科目別貸出金平均残高

(単位：百万円)

種 類	令和2年度	令和元年度	増 減
手形貸付	123	134	△ 10
証書貸付	119,803	112,839	6,963
当座貸越	5,098	5,040	57
割引手形	—	—	—
合 計	125,024	118,014	7,010

◆貸出金の金利条件別内訳残高

(単位：百万円、%)

種 類	令和2年度	令和元年度	増 減
固定金利貸出	71,781 (56.3)	60,453 (50.4)	11,328
変動金利貸出	55,708 (43.7)	59,404 (49.6)	△ 3,696
合 計	127,490 (100.0)	119,858 (100.0)	7,632

【注】() 内は構成比です。

◆貸出金の担保別内訳残高

(単位：百万円)

種 類	令和2年度	令和元年度	増 減
貯金・定期積金等	0	0	0
有価証券	—	—	—
動 産	820	912	△ 91
不 動 産	7,281	4,679	2,602
その他の担保物	—	—	—
小 計	8,103	5,592	2,511
農業信用基金協会保証	54	65	△ 11
その他の保証	3,653	2,693	960
小 計	3,708	2,759	949
信 用	115,678	111,506	4,171
合 計	127,490	119,858	7,632

◆債務保証の担保別内訳残高

(単位：百万円)

種 類	令和2年度	令和元年度	増 減
貯金・定期積金等	—	—	—
有価証券	—	—	—
動 産	—	—	—
不 動 産	—	—	—
その他の担保物	—	—	—
小 計	—	—	—
信 用	2,511	2,508	3
合 計	2,511	2,508	3

◆貸出金の使途別内訳残高

(単位：百万円、%)

種 類	令和2年度	令和元年度	増 減
設備資金	73,821 (57.9)	70,792 (59.1)	3,028
運転資金	53,668 (42.1)	49,065 (40.9)	4,603
合 計	127,490 (100.0)	119,858 (100.0)	7,632

【注】() 内は構成比です。

貸出金等に関する指標

◆貸出金の業種別残高

(単位：百万円、%)

種 類	令和2年度	令和元年度	増 減
農 業	1,100 (0.9)	1,026 (0.9)	73
林 業	— (0.0)	— (0.0)	—
水 産 業	— (0.0)	— (0.0)	—
製 造 業	8,745 (6.9)	6,746 (5.6)	1,998
鉱 業	— (0.0)	— (0.0)	—
建 設 業	— (0.0)	— (0.0)	—
電気・ガス・熱供給・水道業	1,700 (1.3)	— (0.0)	1,700
運 輸 ・ 通 信 業	2,486 (1.9)	2,207 (1.8)	278
卸 売 ・ 小 売 ・ 飲 食 業	4,511 (3.5)	5,033 (4.2)	△ 521
金 融 ・ 保 険 業	32,710 (25.6)	31,479 (26.3)	1,230
不 動 産 業	3,007 (2.4)	2,617 (2.2)	390
サ ー ビ ス 業	9,384 (7.4)	8,303 (6.9)	1,081
地 方 公 共 団 体	60,817 (47.7)	60,414 (50.4)	403
そ の 他	3,025 (2.4)	2,028 (1.7)	997
合 計	127,490 (100.0)	119,858 (100.0)	7,632

【注】() 内は構成比(貸出金全体に対する割合)です。

◆主要な農業関係の貸出金残高

①営農類型別

(単位：百万円)

種 類	令和2年度	令和元年度	増 減
農 業	1,169	1,089	79
穀 作	—	—	—
野 菜 ・ 園 芸	62	68	△ 5
果 樹 ・ 樹 園 農 業	5	3	2
工 芸 作 物	—	—	—
養 豚 ・ 肉 牛 ・ 酪 農	840	788	52
養 鶏 ・ 養 卵	18	15	3
養 蚕	—	—	—
そ の 他 農 業	242	214	28
農 業 関 連 団 体 等	10,965	9,617	1,348
合 計	12,134	10,707	1,427

- 【注】 1. 農業関係の貸出金とは、農業者、農業法人および農業関連団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に係る事業に必要な資金等が該当します。
 なお、上記の貸出金の業種別残高の「農業」は、農業者や農業法人等に対する貸出金の残高です。
2. 「その他農業」には、複合経営で主たる業種が明確に位置づけられない者、農業サービス業、農業所得が従となる農業者等が含まれています。
3. 「農業関連団体等」には、JAや経済連とその子会社等が含まれています。

貸出金等に関する指標

②資金種類別

〔貸出金〕

(単位：百万円)

種 類	令和2年度	令和元年度	増 減
ブ ロ パ ー 資 金	10,137	9,442	694
農 業 制 度 資 金	1,997	1,264	732
農 業 近 代 化 資 金	1,997	1,264	732
そ の 他 制 度 資 金	—	—	—
合 計	12,134	10,707	1,427

- 【注】 1. プロパー資金とは、当会原資の資金を融資しているもののうち、制度資金以外のものをいいます。
2. 農業制度資金には、①地方公共団体が直接的または間接的に融資するもの、②地方公共団体が利子補給等を行うことで当会が低利で融資するもの、③日本政策金融公庫が直接融資するものがあり、ここでは①の転貸資金と②を対象としています。
3. その他制度資金には、農業経営改善促進資金（スーパーS資金）や農業経営負担軽減支援資金などが該当します。

〔受託貸付金〕

(単位：百万円)

種 類	令和2年度	令和元年度	増 減
日 本 政 策 金 融 公 庫 資 金	14,353	12,916	1,436
合 計	14,353	12,916	1,436

- 【注】 日本政策金融公庫資金は、農業（旧農林漁業金融公庫）にかかる資金をいいます。

◆リスク管理債権の状況

(単位：百万円)

区 分	令和2年度	令和元年度	増 減
破 綻 先 債 権 額	—	—	—
延 滞 債 権 額	514	443	70
3 ヶ 月 以 上 延 滞 債 権 額	—	—	—
貸 出 条 件 緩 和 債 権 額	—	—	—
合 計	514	443	70

- 【注】 1. 破綻先債権
元本または利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本または利息の取立てまたは弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由または同項第4号に規定する事由が生じている貸出金）をいいます。
2. 延滞債権
未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権および債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払を猶予したもの以外の貸出金をいいます。
3. 3か月以上延滞債権
元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸出金で、破綻先債権および延滞債権に該当しないものをいいます。
4. 貸出条件緩和債権
債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞債権および3か月以上延滞債権に該当しないものをいいます。

貸出金等に関する指標

◆金融再生法開示債権区分に基づく保全状況

(単位：百万円)

債 権 区 分	債 権 額	保 全 額			
		担 保	保 証	引 当	合 計
令和２年度					
破産更生債権および これらに準ずる債権	69	8	－	61	69
危 険 債 権	444	10	56	377	444
要 管 理 債 権	－	－	－	－	－
小 計	514	19	56	438	514
正 常 債 権	129,632				
合 計	130,146				
令和元年度					
破産更生債権および これらに準ずる債権	69	9	－	59	69
危 険 債 権	373	－	－	373	373
要 管 理 債 権	－	－	－	－	－
小 計	443	9	－	433	443
正 常 債 権	122,069				
合 計	122,512				

【注】 上記の債権区分は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」（平成10年法律第132号）第6条に基づき、債務者の財政状態および経営成績等を基礎として、次のとおり区分したものです。なお、当会は同法の対象とはなっていませんが、参考として同法の定める基準に従い債権額を掲載しています。

１．破産更生債権およびこれらに準ずる債権

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権をいいます。

２．危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収および利息の受取りができない可能性の高い債権をいいます。

３．要管理債権

３か月以上延滞債権で上記１および２に該当しないものおよび貸出条件緩和債権をいいます。

４．正常債権

債務者の財政状態および経営成績に特に問題がないものとして、上記１から３までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいいます。

◆元本補てん契約のある信託にかかる貸出金のリスク管理債権の状況

該当する取引はありません。

◆貸倒引当金の期末残高および期中の増減額

(単位：百万円)

区 分	令和２年度					令和元年度				
	期 首 残 高	期 中 増加額	期中減少額		期 末 残 高	期 首 残 高	期 中 増加額	期中減少額		期 末 残 高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	114	156	—	114	156	381	114	—	381	114
個別貸倒引当金	433	438	—	433	438	346	433	286	60	433
合 計	547	594	—	547	594	727	547	286	441	547

◆貸出金償却の額

(単位：百万円)

項 目	令和２年度	令和元年度
貸 出 金 償 却 額	—	—

有価証券に関する指標

◆種類別有価証券平均残高

(単位：百万円)

種 類	令和2年度	令和元年度	増 減
国 債	45,484	48,871	△ 3,387
地 方 債	23,960	23,991	△ 30
社 債	38,052	36,362	1,690
株 式	1,628	2,512	△ 884
外 国 証 券	31,480	30,277	1,202
そ の 他 の 証 券	19,826	20,175	△ 348
合 計	160,432	162,190	△ 1,757

◆商品有価証券種類別平均残高

該当する取引はありません。

◆有価証券残存期間別残高

(単位：百万円)

種 類	1 年以下	1 年超 3 年以下	3 年超 5 年以下	5 年超 7 年以下	7 年超 10 年以下	10 年超	期間の定め のないもの	合 計
令 和 2 年 度								
国 債	3,528	7,476	6,858	2,969	4,297	20,651	—	45,782
地 方 債	6,231	2,127	—	—	496	14,135	—	22,990
社 債	2,409	4,270	4,985	7,397	15,429	3,049	—	37,541
株 式	—	—	—	—	—	—	1,768	1,768
外 国 証 券	—	6,502	2,014	1,410	7,028	14,441	—	31,397
その他の証券	400	508	—	—	—	—	18,923	19,832
令 和 元 年 度								
国 債	3,332	7,359	8,033	4,735	4,751	13,459	—	41,672
地 方 債	2,657	8,135	308	—	495	12,110	—	23,707
社 債	2,711	3,969	4,315	4,252	18,310	2,798	—	36,358
株 式	—	—	—	—	—	—	1,840	1,840
外 国 証 券	805	2,309	3,675	514	6,916	15,183	—	29,404
その他の証券	1,708	712	205	—	—	—	18,161	20,787

有価証券の時価情報等

◆有価証券の時価情報

①売買目的有価証券

該当する取引はありません。

②満期保有目的の債券

(単位：百万円)

	種 類	令和2年度			令和元年度		
		貸借対照表計上額	時価	差額	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国 債	—	—	—	—	—	—
	地 方 債	—	—	—	—	—	—
	社 債	1,500	1,516	16	—	—	—
	外 国 証 券	9,493	9,674	180	5,298	5,464	166
	そ の 他 の 証 券	—	—	—	—	—	—
	小 計	10,993	11,190	196	5,298	5,464	166
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国 債	—	—	—	—	—	—
	地 方 債	—	—	—	—	—	—
	社 債	2,000	1,973	△ 26	2,500	2,444	△ 55
	外 国 証 券	11,106	10,897	△ 209	15,111	14,013	△ 1,098
	そ の 他 の 証 券	—	—	—	—	—	—
	小 計	13,106	12,871	△ 235	17,611	16,457	△ 1,154
合 計		24,100	24,062	△ 38	22,910	21,922	△ 987

③その他有価証券

(単位：百万円)

	種 類	令和2年度			令和元年度		
		貸借対照表計上額	取得原価	差額	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株 式	1,265	1,123	142	537	488	49
	債 券	66,277	64,917	1,359	76,703	74,868	1,834
	国 債	32,198	31,226	971	39,127	37,793	1,334
	地 方 債	15,037	14,906	131	21,529	21,183	345
	社 債	19,041	18,785	256	16,046	15,891	154
	そ の 他	18,492	16,540	1,952	12,226	11,464	761
	外 国 証 券	5,868	5,702	165	2,999	2,902	96
	その他の証券	12,624	10,838	1,786	9,227	8,562	665
	小 計	86,034	82,580	3,453	89,467	86,821	2,646
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株 式	503	547	△ 43	1,302	1,478	△ 176
	債 券	36,537	37,029	△ 491	22,535	22,973	△ 438
	国 債	13,584	13,806	△ 221	2,544	2,568	△ 23
	地 方 債	7,953	8,059	△ 106	2,178	2,191	△ 13
	社 債	15,000	15,164	△ 163	17,811	18,213	△ 401
	そ の 他	12,136	12,611	△ 475	17,556	19,311	△ 1,754
	外 国 証 券	4,928	5,004	△ 76	5,995	6,305	△ 310
	その他の証券	7,207	7,607	△ 399	11,560	13,005	△ 1,444
	小 計	49,177	50,189	△ 1,011	41,393	43,763	△ 2,370
合 計		135,212	132,770	2,442	130,861	130,585	276

- 【注】 1. 時価は期末日における市場価格等によっています。
 2. 取得価額は取得原価または償却原価によっています。
 3. 満期保有目的の債券については、取得価額を貸借対照表価額として計上しています。
 4. その他有価証券については、時価を貸借対照表価額としています。

◆金銭の信託の時価情報

該当する取引はありません。

◆デリバティブ取引等

(デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、有価証券関連店頭デリバティブ取引)

該当する取引はありません。

■ 経営諸指標

◆利益率

(単位：%)

項 目	令和2年度	令和元年度	増 減
総資産経常利益率	0.18	0.16	0.02
純資産経常利益率	2.69	2.37	0.32
総資産当期純利益率	0.17	0.12	0.05
純資産当期純利益率	2.50	1.74	0.76

- 【注】 1. 総資産経常利益率＝経常利益 / 総資産（債務保証見返を除く）平均残高 × 100
 2. 純資産経常利益率＝経常利益 / 純資産勘定平均残高 × 100
 3. 総資産当期純利益率＝当期剰余金（税引後） / 総資産（債務保証見返を除く）平均残高 × 100
 4. 純資産当期純利益率＝当期剰余金（税引後） / 純資産勘定平均残高 × 100

◆貯貸率・貯証率

(単位：%)

区 分	令和2年度	令和元年度	増 減
貯 貸 率 (期 末)	18.88	18.22	0.66
(期中平均)	18.70	17.84	0.86
貯 証 率 (期 末)	23.59	23.38	0.21
(期中平均)	24.00	24.52	△ 0.52

- 【注】 1. 貯貸率（期 末）＝ 貸出金残高 / 貯金残高 × 100
 2. 貯貸率（期中平均）＝ 貸出金平均残高 / 貯金平均残高 × 100
 3. 貯証率（期 末）＝ 有価証券残高 / 貯金残高 × 100
 4. 貯証率（期中平均）＝ 有価証券平均残高 / 貯金平均残高 × 100

■ 自己資本の充実の状況

《自己資本の状況》

●自己資本比率の状況

当会では、多様化するリスクに対応するとともに、会員やお客さまのニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。自己資本を増強するとともに、業務の効率化等に取り組んだ結果、令和3年3月末における自己資本比率は18.08%となりました。

●経営の健全性の確保と自己資本の充実

当会の自己資本は、会員からの普通出資金により調達しています。

・普通出資金

項 目	内 容
発行主体	宮崎県信用農業協同組合連合会
資本調達手段の種類	普通出資金
コア資本に係る基礎項目に算入した額	251 億円（前年度 251 億円）

自己資本比率の算出にあたっては、「自己資本比率算出基準」および「自己資本比率算出マニュアル」を制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出しています。また、これに基づき、当会における信用リスクやオペレーショナル・リスクに対応した十分な自己資本の維持に努めています。

◆自己資本の構成

(単位：百万円、%)

項 目	令和2年度	令和元年度
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員資本の額	50,638	50,191
うち、出資金及び資本準備金の額	25,180	25,180
うち、再評価積立金の額	—	—
うち、利益剰余金の額	26,271	25,799
うち、外部流出予定額 (△)	813	788
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	1,988	1,932
うち、一般貸倒引当金及び相互援助積立金コア資本算入額	1,988	1,932
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	52,627	52,124
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産 (モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	—	—
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	—	—
繰延税金資産 (一時差異に係るものを除く。)の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	—	—
自己保有普通出資等 (純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る10パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
特定項目に係る15パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	—	—
自己資本		
自己資本の額 ((イ) - (ロ)) (ハ)	52,627	52,124
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	284,332	281,120
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	—	—
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—	—
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	6,591	7,561
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	290,924	288,682
自己資本比率		
自己資本比率 ((ハ) / (ニ))	18.08%	18.05%

(注) 1. 農協法第11条の2第1項第1号の規定に基づく組合の経営の健全性を判断するための基準にかかる算式に基づき算出しています。
 なお、当会は国内基準を採用しています。
 2. 当会は、信用リスク・アセット額の算出にあたっては標準的手法を、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたっては基礎的手法を採用しています。
 基礎的手法とは、1年間の粗利益に0.15を乗じた額の直近三年間の平均値によりオペレーショナル・リスク相当額を算出する方法です。
 なお、1年間の粗利益は、経常利益から国債等債券売却益・償還益およびその他経常収益を控除し、役員取引等費用、国債等債券売却損・償還損・償却、経費、その他経常費用および金銭の信託運用見合費用を加算して算出しています。

◆自己資本の充実度に関する事項

[信用リスクに対する所要自己資本の額および区分ごとの内訳]

(単位: 百万円)

信用リスク・アセット	令和2年度			令和元年度		
	エクスポージャーの 期末残高	リスク・ アセット額 a	所要自己 資本額 b=a×4%	エクスポージャーの 期末残高	リスク・ アセット額 a	所要自己 資本額 b=a×4%
現金	145	—	—	204	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	45,304	—	—	40,465	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	83,869	—	—	83,896	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	1,600	320	12	2,105	421	16
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	2,200	180	7	4,100	270	10
我が国の政府関係機関向け	2,057	155	6	3,262	205	8
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—
金融機関及び第一種金融 商品取引業者向け	467,657	93,369	3,734	450,382	89,761	3,590
法人等向け	73,447	47,322	1,892	70,458	44,389	1,775
中小企業等向け及び個人向け	0	—	—	0	0	0
抵当権付住宅ローン	89	11	0	97	12	0
不動産取得等事業向け	—	—	—	—	—	—
三月以上延滞等	69	4	0	69	4	0
取立未済手形	—	—	—	—	—	—
信用保証協会等による保証付	54	5	0	65	6	0
株式会社地域経済活性化 支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—
出資等	4,252	4,252	170	4,553	4,553	182
（うち出資等のエクスポージャー）	4,252	4,252	170	4,553	4,553	182
（うち重要な出資の エクスポージャー）	—	—	—	—	—	—
上記以外	50,808	125,417	5,016	51,453	126,980	5,079
（うち他の金融機関等の対象資 本等調達手段のうち対象普通出 資等及びその他外部TLAC関連 調達手段に該当するもの以外の ものに係るエクスポージャー）	3,007	7,518	300	3,607	9,019	360
（うち農林中央金庫の対象資本調 達手段に係るエクスポージャー）	46,583	116,459	4,658	46,583	116,459	4,658
（うち特定項目のうち調整 項目に算入されない部分 に係るエクスポージャー）	147	369	14	159	399	15
（うち総株主等の議決権の百分 の十を超える議決権を保有して いる他の金融機関等に係るその 他外部TLAC関連調達手段 に関するエクスポージャー）	—	—	—	—	—	—
（うち総株主等の議決権の百分 の十を超える議決権を保有してい ない他の金融機関等に係るその 他外部TLAC関連調達手段のう ち、その他外部TLAC関連調達 手段に係る5%基準額を上回る 部分に係るエクスポージャー）	—	—	—	—	—	—

(うち上記以外のエクスポージャー)	1,069	1,069	42	1,102	1,102	44
証券化	—	—	—	—	—	—
(うちSTC要件適用分)	—	—	—	—	—	—
(うち非STC要件適用分)	—	—	—	—	—	—
再証券化	—	—	—	—	—	—
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	25,065	13,294	531	24,483	14,514	580
(うちルックスルー方式)	25,065	13,294	531	24,483	14,514	580
(うちマンドレート方式)	—	—	—	—	—	—
(うち蓋然性方式250%)	—	—	—	—	—	—
(うち蓋然性方式400%)	—	—	—	—	—	—
(うちフォールバック方式)	—	—	—	—	—	—
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額		—	—		—	—
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(△)	—	—	—	—	—	—
標準的手法を適用するエクスポージャー別計	756,624	284,332	11,373	735,599	281,120	11,244
C V A リスク相当額 ÷ 8%		—	—		—	—
中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—	—	—
合計(信用リスク・アセットの額)	756,624	284,332	11,373	735,599	281,120	11,244
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額(基礎的手法)	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額		所要自己資本額	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額		所要自己資本額
	a		b=a×4%	a		b=a×4%
	6,591		263	7,561		302
所要自己資本額	リスク・アセット等(分母)合計		所要自己資本額	リスク・アセット等(分母)合計		所要自己資本額
	a		b=a×4%	a		b=a×4%
	290,924		11,636	288,682		11,547

- (注) 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3. 「三月以上延滞等」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上延滞している債務者にかかるエクスポージャーおよび「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
4. 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
5. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
6. 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置により、リスク・アセットに算入したものが該当します。
7. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産(固定資産等)・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジット・デリバティブの免責額が含まれます。
8. オペレーショナル・リスク相当額算出にあたり、当会では基礎的手法を採用しています。
(オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法(基礎的手法))

$$\frac{(\text{粗利益(正の値の場合に限る)} \times 15\%) \text{の直近3年間の合計額}}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

《信用リスクに関する事項》

●リスク管理の方針および手続の概要

当会では、信用リスクを「信用供与先の財務状況の悪化等により、資産（オフバランス資産を含む。）の価値が減少ないし消失し、当会が損失を被るリスク」と定義し、当該リスクを確実に認識し、評価・計測し、報告するために「信用リスクマネジメント要領」においてマネジメントにかかる考え方・体制・手法等を定め、信用リスク量が経営体力の範囲内となるように管理しております。

具体的には、信用リスクマネジメントにかかる企画・執行・モニタリング・審査の各担当部署が、それぞれ組織的に分離・独立し、相互に牽制しあうことにより十全なリスクマネジメントを行うよう体制を整備し、信用リスク量の計測・信用格付・自己査定・個別審査・各種限度額管理の手法を定め、モニタリング結果を定期的に報告することによってマネジメントの強化に努めております。

また、常務理事・各室部長で構成するリスク管理委員会を四半期ごとおよび必要に応じて開催し、当会が保有するリスク量やリスク内容および対応方針を決定しています。

当会における貸倒引当金の計上は、「資産の償却・引当要領」に基づき計上しています。正常先債権および要注意先債権（要管理先債権を含む）に相当する債権については、主として今後1年間の予想損失額または今後3年間の予想損失額を見込んで引き当てており、予想損失額は、1年間または3年間の貸倒実績または倒産実績を基礎とした貸倒実績率または倒産確率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算出しています。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引き当てています。破綻先債権および実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除した残額を引き当てています。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果により上記の引当てを行っています。

●標準的手法に関する事項

当会では自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出におけるリスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

- ①リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付けは、以下の適格格付機関による依頼格付のみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適 格 格 付 機 関
株 式 会 社 格 付 投 資 情 報 セ ン タ ー (R & I)
株 式 会 社 日 本 格 付 研 究 所 (J C R)
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's)
S & P グ ロ ー バ ル ・ レ ー テ ィ ン グ (S & P)
フ ィ ッ チ レ ー テ ィ ン グ ス リ ミ テ ッ ド (Fitch)

- ②リスク・ウェイトの判定に当たり使用するエクスポージャーごとの適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは以下のとおりです。

エクスポージャー	適格格付機関	カントリー・リスク・スコア
中 央 政 府 お よ び 中 央 銀 行		日 本 貿 易 保 険
国際開発銀行向けエクスポージャー	R & I, Moody's, JCR, S & P, Fitch	
金融機関向けエクスポージャー		日 本 貿 易 保 険
法人等向けエクスポージャー（長期）	R & I, Moody's, JCR, S & P, Fitch	
法人等向けエクスポージャー（短期）	R & I, Moody's, JCR, S & P, Fitch	

【注】「リスク・ウェイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。

◆信用リスクに関するエクスポージャー（地域別、業種別、残存期間別）および三月以上延滞エクスポージャーの期末残高

（単位：百万円）

		令和2年度					令和元年度				
		信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	三月以上延滞エクスポージャー	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	三月以上延滞エクスポージャー
国	内	705,201	133,921	104,014	—	69	685,442	123,124	101,619	—	69
国	外	26,357	—	26,357	—	—	25,673	—	25,673	—	—
地域別残高計		731,559	133,921	130,371	—	69	711,115	123,124	127,292	—	69
法人	農業	831	831	—	—	—	681	681	—	—	—
	林業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	水産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	製造業	18,876	8,763	9,208	—	69	16,014	6,765	8,306	—	69
	鉱業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	建設・不動産業	8,526	2,904	5,560	—	—	7,838	2,504	5,208	—	—
	電気・ガス・熱供給・水道業	7,608	1,700	5,908	—	—	6,009	—	6,009	—	—
	運輸・通信業	6,343	2,865	3,016	—	—	6,768	2,711	3,623	—	—
	金融・保険業	532,068	38,738	31,832	—	—	521,631	32,569	34,252	—	—
	卸売・小売・飲食・サービス業	22,104	16,146	5,725	—	—	22,647	16,272	6,030	—	—
	日本国政府・地方公共団体	129,174	60,866	68,116	—	—	124,361	60,477	63,861	—	—
	上記以外	5,075	997	1,003	—	—	4,170	1,024	—	—	—
業種別残高計		731,559	133,921	130,371	—	69	711,115	123,124	127,292	—	69
1年以下		452,996	11,584	12,524	—	—	442,194	9,163	11,171	—	—
1年超3年以下		32,898	13,642	19,248	—	—	36,389	14,064	22,260	—	—
3年超5年以下		33,500	19,977	13,522	—	—	29,654	14,930	14,724	—	—
5年超7年以下		25,474	13,873	11,600	—	—	24,615	15,404	9,211	—	—
7年超10年以下		41,970	20,801	21,168	—	—	44,751	18,462	26,289	—	—
10年超		102,467	50,160	52,307	—	—	94,039	50,403	43,636	—	—
期限の定めのないもの		42,251	3,880	—	—	—	39,470	695	—	—	—
残存期間別残高計		731,559	133,921	130,371	—	—	711,115	123,124	127,292	—	—

- （注） 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）ならびにオフ・バランス取引および派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「うち貸出金等」には、貸出金のほか、コミットメントおよびその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。
- なお、コミットメントとは、契約した期間・融資枠の範囲内で、お客さまのご請求に基づき、金融機関が融資を実行することを約束する契約における融資可能残額のことです。
3. 「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち相対で行われる取引をいいます。
4. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。

◆貸倒引当金の期末残高および期中増減額

〔貸倒引当金の期末残高および期中の増減額〕

(単位：百万円)

	令和2年度					令和元年度				
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	114	156	—	114	156	381	114	—	381	114
個別貸倒引当金	433	438	—	433	438	346	433	286	60	433

〔業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額および貸出金償却の額〕

(単位：百万円)

		令和 2 年度						令和元年度					
		個別貸倒引当金					貸出金 償却	個別貸倒引当金					貸出金 償却
		期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高		期首 残高	期中 増加額	期中減少額		期末 残高	
				目的使用	その他					目的使用	その他		
地 域 別 計	国 内	433	438	－	433	438		346	433	286	60	433	
	国 外	－	－	－	－	－		－	－	－	－	－	
	計	433	438	－	433	438		346	433	286	60	433	
法 人	農 業	373	377	－	373	377	－	0	373	－	0	373	－
	林 業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	水 産 業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	製 造 業	59	61	－	59	61	－	59	59	－	59	59	－
	鉱 業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	建設・不動産業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	電気・ガス・熱供給・水道業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	運輸・通信業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	金融・保険業	－	－	－	－	－	－	287	－	286	0	－	－
	卸売・小売・飲食・サービス業	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
	上 記 以 外	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
個 人		－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	
業 種 別 計		433	438	－	433	438	－	346	433	286	60	433	－

(注) 一般貸倒引当金については業種別の算定を行っていないため、個別貸倒引当金のみ記載しています。

◆信用リスク削減効果勘案後の残高およびリスク・ウェイト 1250%を適用する残高

(単位：百万円)

		令和2年度			令和元年度		
		格付あり	格付なし	計	格付あり	格付なし	計
信用 リス ク削 減 効 果 勘 案 後 残 高	0%	—	131,091	131,091	3	128,802	128,805
	2%	—	—	—	—	—	—
	4%	—	—	—	—	—	—
	10%	—	3,491	3,491	—	4,911	4,911
	20%	5,905	469,448	475,354	9,221	451,916	461,138
	35%	—	8	8	—	9	9
	50%	41,932	69	42,002	36,514	69	36,583
	75%	—	—	—	—	0	0
	100%	8,666	22,208	30,874	11,866	18,450	30,317
	150%	—	—	—	—	—	—
	250%	—	49,738	49,738	—	50,351	50,351
	その他	—	—	—	—	—	—
	1250%	—	—	—	—	—	—
合 計		56,504	676,056	732,561	57,605	654,512	712,118

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）ならびにオフ・バランス取引および派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。
3. 経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。
4. 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウェイト 1250%を適用したエクスポージャーがあります。

《信用リスク削減手法に関する事項》

●信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針および手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウェイトに代え、担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当会では信用リスク削減手法を「自己資本比率算出基準」にて定めています。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自会貯金の相殺」を適用しています。

適格金融資産担保付取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部または一部が、取引相手または取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。

当会では、適格金融資産担保付取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、および金融機関または第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイト

イトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

ただし、証券化エクスポージャーについては、これら以外の主体で保証提供時に長期格付が A－または A3 以上で、算定基準日に長期格付が BBB－または Baa3 以上の格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

貸出金と自会貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自会貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自会貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自会貯金が継続されないリスクが、監視および管理されていること、④貸出金と自会貯金の相殺後の額が、監視および管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自会貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

担保に関する評価および管理方法は、一定のルールのもと定期的に担保確認および評価の見直しを行っています。なお、主要な担保の種類は自会貯金です。

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：百万円)

	令和2年度			令和元年度		
	適格金融資産担保	証券	クレジット・デリバティブ	適格金融資産担保	証券	クレジット・デリバティブ
地方公共団体金融機構向け	－	400	－	－	1,399	－
我が国の政府関係機関向け	－	500	－	－	1,205	－
地方三公社向け	－	－	－	－	－	－
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	350	4,509	－	1,100	－	－
法人等向け	－	2,002	－	3	6,519	－
中小企業等向け及び個人向け	0	－	－	－	－	－
抵当権付住宅ローン	－	80	－	－	87	－
不動産取得等事業向け	－	－	－	－	－	－
三月以上延滞等	－	－	－	－	－	－
証券化	－	－	－	－	－	－
中央清算機関関連	－	－	－	－	－	－
上記以外	－	1,002	－	－	1,002	－
合計	350	8,495	－	1,103	10,214	－

(注) 1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。

2. 「三月以上延滞等」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上延滞している債務者にかかるエクスポージャーおよび「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。

3. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。

4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府及び中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）等が含まれます。

5. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者（参照組織）の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したい者（プロテクションの売り手）との間で契約を結び、参照組織に信用事由（延滞・破産など）が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

《派生商品取引および長期決済期間取引のリスクに関する事項》

◆派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針および手続の概要

「派生商品取引」とは、その価格（現在価値）が他の証券・商品（原資産）の価格に依存して決定される金融商品（先物、オプション、スワップ等）にかかる取引です。「長期決済期間取引」とは、有価証券等の受渡または決済を行う取引であって、約定日から受渡日（決済日）までの期間が5営業日または市場慣行による期間を超えることが約定され、反対取引に先立って取引相手に対して有価証券等の引渡しまたは資金の支払いを行う取引です。

当会では、派生商品取引に関して、余裕金の運用方針に基づき運用限度額を設定し、運用しています。なお、長期決済期間取引は行っておりません。

◆派生商品取引および長期決済期間取引の内訳

	令和2年度	令和元年度
与信相当額の算出に用いる方式	カレント・エクスポージャー方式	カレント・エクスポージャー方式

令和2年度

該当する取引はありません。

令和元年度

該当する取引はありません。

◆与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブ

該当する取引はありません。

◆信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブ

該当する取引はありません。

《証券化エクスポージャーに関する事項》

該当する取引はありません。

《オペレーショナル・リスクに関する事項》

●リスク管理の方針

当会では、オペレーショナル・リスクを「当会が業務を遂行する際に発生するリスクのうち、収益発生を意図し能動的に取得する市場、信用および流動性リスクを除いたその他リスク」と定義しており、「オペレーショナル・リスク管理要領」を定めて管理しています。

受動的に発生する各種リスクは、取り巻く環境の変化に伴い、絶えずその種類、顕在化の頻度、影響度等が変化します。また自然災害、テロ、紛争等突発的に発生し、通常、内部環境の整備によって発生可能性を引き下げることが不可能なリスクも存在します。

当会においては、取り巻くリスクの認識漏れをなくす目的から、これら受動的に発生する各種リスクすべてをオペレーショナル・リスクと定義したうえで、リスクの発生（あるいはそれに伴い想定される損失）そのものが統制活動の対象となるリスクと、リスク発生後の対応が統制活動の対象となるリスクに区分しております。

また、自主検査要領や情報セキュリティポリシー等の整備により、事務リスク・システムリスクについても低減を図っています。

●オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当会では、自己資本比率算出におけるオペレーショナル・リスク相当額の算出にあたり、「基礎的手法」を採用しています。

基礎的手法とは、1年間の粗利益に0.15を乗じた額の直近3年間の平均値によりオペレーショナル・リスク相当額を算出する方法です。

なお、1年間の粗利益は、経常利益から国債等債券売却益・償還益およびその他経常収益を控除し、役務取引等費用、国債等債券売却損・償還損・償却、経費、その他経常費用および金銭の信託運用費用を加算して算出します。

《出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項》

●リスク管理の方針および手続の概要

「出資その他これに類するエクスポージャー」とは、貸借対照表上の有価証券勘定および外部出資勘定の株式または出資として計上されているものです。

当会は、市場リスクを極めて重要な収益源と位置付け、主体的にリスクテイクを行うことにより、効率的な市場ポートフォリオ（市場性信用リスク資産を含む）を構築し、安定的な収益の確保を目指しています。

市場ポートフォリオのうち、出資その他これに類するエクスポージャーについては、他の金利リスク等と併せて「市場リスクマネジメント要領」において管理しており、マネジメントにかかる考え方、体制、手法等を定めて市場ポートフォリオにおけるリスク量が経営体力の範囲内となるよう管理しています。

具体的には、リスクマネジメントの実効性を担保するために、市場取引業務の遂行にあたっては、投資方針等の決定（企画）をALM委員会で行い、決定された方針に基づきフロント部署が取引の執行を行い、モニタリング部署がその執行状況およびリスク指標等についてモニタリングを行うとともにリスク管理委員会等に報告しており、それぞれを分離・独立させることによってリスク管理態勢の構築に努めています。

◆出資その他これに類するエクスポージャーの貸借対照表計上額および時価

(単位：百万円)

	令和2年度		令和元年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上場	1,768	1,768	1,840	1,840
非上場	35,345	35,345	35,350	35,350
合計	37,114	37,114	37,190	37,190

(注)「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

◆出資その他これに類するエクスポージャーの売却および償却に伴う損益

(単位：百万円)

令和2年度			令和元年度		
売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
253	44	1	210	218	47

◆貸借対照表で認識され損益計算書で認識されない評価損益の額（保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等）

(単位：百万円)

令和2年度		令和元年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
142	43	49	176

◆貸借対照表および損益計算書で認識されない評価損益の額（子会社・関連会社株式の評価損益等）

該当するものではありません。

《リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項》

(単位：百万円)

	令和2年度	令和元年度
ルックスルー方式を適用するエクスポージャー	25,065	24,483
マンドート方式を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式（250％）を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式（400％）を適用するエクスポージャー	—	—
フォールバック方式（1250％）を適用するエクスポージャー	—	—

《金利リスクに関する事項》

●リスク管理の方針および手続の概要

「金利リスク」とは、金融機関の保有する資産・負債のうち、市場金利に影響を受けるもの（例えば、貸出金、有価証券、貯金等）が、金利の変動により発生するリスクのことです。

当会における、リスク管理方針および手続については以下のとおりです。

▶リスク管理および計測の対象とする金利リスクの考え方および範囲に関する説明

当会では、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、適切な管理体制のもとで他の市場リスクと一体的に管理をしています。金利リスクのうち銀行勘定の金利リスク（IRRBB）については、個別の管理指標の設定やモニタリング体制の整備などにより厳正な管理に努めています。

▶リスク管理およびリスクの削減の方針に関する説明

当会は、リスク管理委員会のもと、自己資本に対する IRRBB の比率の管理や収支シミュレーションの分析などを行いリスク削減に努めています。

▶金利リスク計測の頻度

四半期末（3月・6月・9月・12月）を基準日として、IRRBB を計測しています。

●金利リスクの算定手法の概要

当会では、経済価値ベースの金利リスク量（ Δ EVE）については、金利感応ポジションにかかる基準日時点のイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値と、標準的な金利ショックを与えたイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値の差により算出しており、金利ショックの幅は、上方パラレルシフト、下方パラレルシフト、スティープ化の3シナリオによる金利ショック（通貨ごとに異なるショック幅）を適用しております。

▶流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期

流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期は 1.222 年です。

▶流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期

流動性に割り当てられた最長の金利改定満期は 5 年です。

▶流動性貯金への満期の割り当て方法（コア貯金モデル等）およびその前提

流動性貯金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。

▶固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約に関する前提

固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約について考慮していません。

▶複数の通貨の集計方法およびその前提

通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。通貨間の相関等は考慮していません。

▶スプレッドに関する前提（計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるかどうか）

一定の前提を置いたスプレッドを考慮してキャッシュ・フローを展開しています。なお、当該スプレッドは金利変動ショックの設定上は不変としています。

▶内部モデルの使用等、 Δ EVE および Δ NII に重大な影響を及ぼすその他の前提

内部モデルは使用しておりません。

▶前事業年度末の開示からの変動に関する説明

Δ EVE の前事業年度末からの変動要因は、受益証券の残高増および有価証券の期間長期化によるものです。

▶計測値の解釈や重要性に関するその他の説明

該当ありません。

● Δ EVE および Δ NII 以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項

▶金利ショックに関する説明

リスク資本配賦管理として VaR で計測する市場リスク量を算定しています。

▶金利リスク計測の前提およびその意味（特に、農協法自己資本開示告示に基づく定量的開示の対象となる Δ EVE および Δ NII と大きく異なる点）

特にありません。

●金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

IRRBB1：金利リスク					
項番		イ	ロ	ハ	ニ
		△ EVE		△ NII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	18,245	17,287	1,292	1,636
2	下方パラレルシフト	0	0	0	4
3	スティープ化	13,447	12,837		
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値	18,245	17,287	1,292	1,636
		ホ		ヘ	
		当期末		前期末	
8	自己資本額	52,627		52,124	

「金利リスクに関する事項」の用語説明については、以下のとおりです。

- ▶「△ EVE」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測されるものをいいます。
- ▶「△ NII」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する算出基準日から12か月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるものをいいます。
- ▶「上方パラレルシフト」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定めるパラレルシフトに関する金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
- ▶「下方パラレルシフト」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定めるパラレルシフトに関する金利変動幅にマイナス1を乗じて得た数値を加える金利ショックをいいます。
- ▶「スティープ化」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。

【役員等の報酬体系】

DISCLOSURE 2021

《役員》

1. 対象役員

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象役員」は、経営管理委員、理事および監事をいいます。

2. 役員報酬等の種類、支払総額および支払方法

役員に対する報酬等の種類は、基本報酬と退職慰労金の2種類で、令和2年度における対象役員に対する報酬等の支払総額は、次のとおりです。

なお、基本報酬は毎月所定日に指定口座への振り込みの方法による現金支給のみであり、退職慰労金は、その支給に関する総会決議後、所定の手続きを経て、基本報酬に準じた方法で支払っています。

(単位：百万円)

	支給総額（注2）	
	基本報酬	退職慰労金
対象役員（注1）に対する報酬等	50	11

（注1）対象役員は、経営管理委員10名、理事3名、監事7名です。（期中に退任した者を含む。）

（注2）退職慰労金については、当年度に実際に支給した額ではなく、当年度の費用として認識される部分の金額（引当金への繰入額と支給額のうち当年度の負担に属する金額）によっています。

なお、基本報酬には、使用人兼務役員の使用人の報酬等を含めております。

3. 対象役員の報酬等の決定等

① 役員報酬（基本報酬）

役員報酬は、経営管理委員、理事および監事の別に各役員に支給する報酬総額の最高限度額を総会において決定し、その範囲内において、経営管理委員各人別の報酬額については経営管理委員会において、理事各人別の報酬額については理事会において決定し、監事各人別の報酬額については監事の協議によって定めています。なお、業績連動型の報酬体系とはなっておりません。

この場合の役員各人別の報酬額の決定にあたっては、各人の役職・責務や在任年数等を勘案して決定していますが、その基準等については、役員報酬審議会（構成：当会の会員JA組合長から選出された委員13人）に諮問をし、その答申を踏まえて決定しています。また、上記の支給する報酬総額の最高限度額もこの基準をもとに決定しています。

② 役員退職慰労金

役員退職慰労金については、役員報酬に役員在職年数に応じた係数を乗じて得た額に特別に功労があったと認められる者については功労金を加算して算定し、総会で経営管理委員、理事および監事の別に各役員に支給する退職慰労金の総額の承認を受けた後、役員退職慰労引当金規程に基づき、経営管理委員については経営管理委員会、理事については理事会、監事については監事の協議によって各人別の支給額と支給時期・方法を決定し、その決定に基づき支給しています。

なお、この役員退職慰労金の支給に備えて公正妥当なる会計慣行に即して引当金を計上しています。

《職員等》

●対象職員等

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象職員等（注1）」の範囲は、当会の役員、当会の職員であって、常勤役員が受ける報酬等と同等額（注2）以上の報酬等を受ける者（注3）のうち、当会の業務および財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和2年度において、対象職員等に該当する者はありません。

（注1）対象職員等には、期中に退職した者も含めております。

（注2）「同等額」は、令和2年度に当会の常勤役員に支払った報酬額等の平均額としております。

（注3）令和2年度において当会の常勤役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はありません。

《その他》

当会の対象役員および対象職員等の報酬等の体系は、上記開示のとおり過度なリスクテイクを惹起するおそれのある要素はありません。したがって、報酬告示のうち、「対象役員および対象職員等の報酬等の体系とリスク管理の整合性ならびに対象役員および対象職員等の報酬等と業績の連動に関する事項」その他「報酬等の体系に関し参考となるべき事項」として、記載する内容はあります。

【信連の概要】

DISCLOSURE 2021

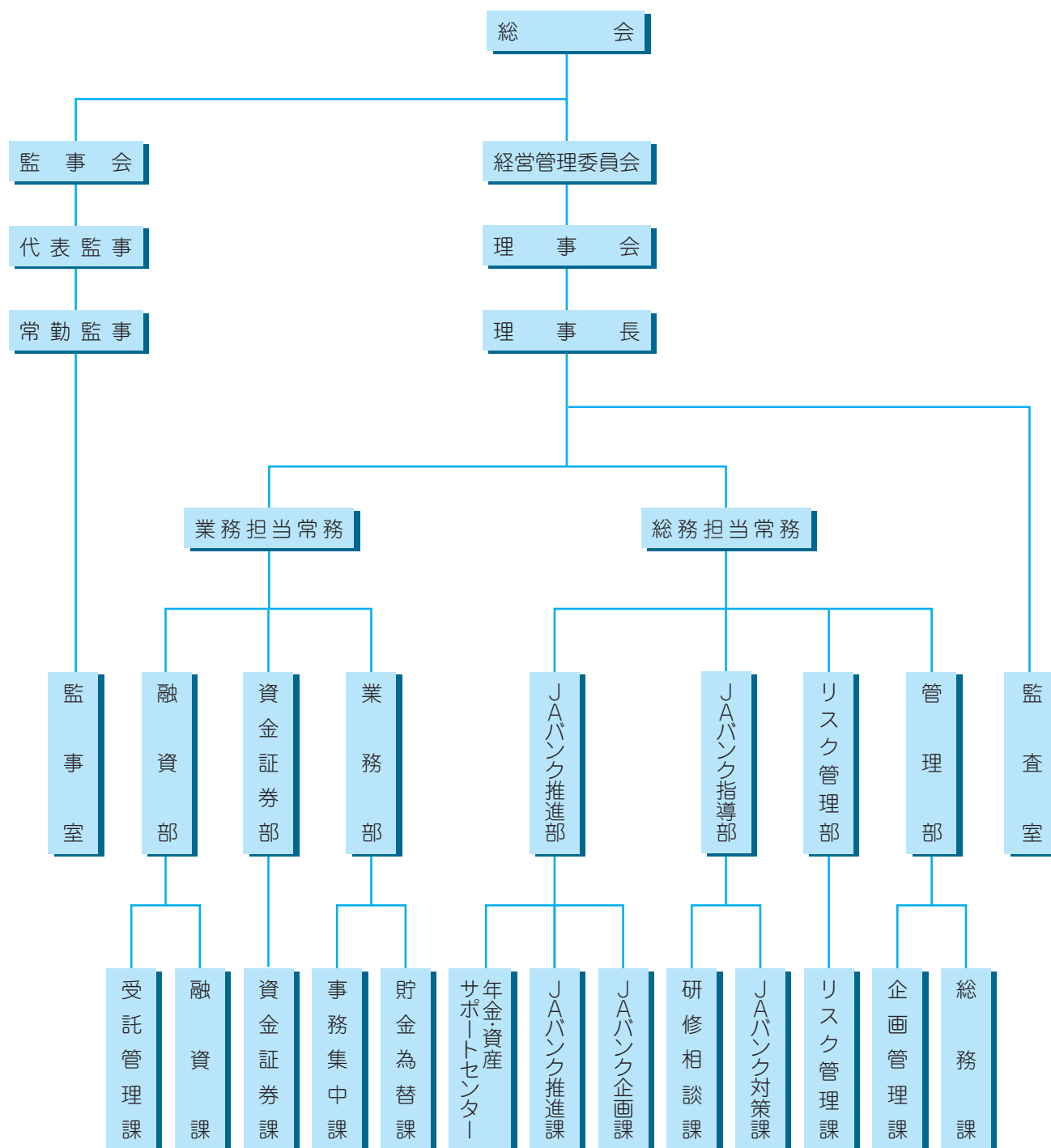
沿革

昭和23年	・宮崎県信用農業協同組合連合会設立	平成11年	・「JA宮崎信連西暦2000年問題対策本部」および「西暦2000年問題対策プロジェクト」設置
38年	・貯金量50億円達成	12年	・証券投資信託受益証券等の窓口販売業務取扱開始 ・郵便貯金とのCD・ATM提携 ・デビットカード取扱開始
39年	・全国農協貯金者保護制度発足	13年	・外貨預金業務取扱開始 ・JAネットバンクサービス開始 ・系統イントラネットシステム稼動
41年	・貯金量100億円達成	14年	・JAバンクシステムの宮崎県本部設置 ・経営管理委員会制度導入
48年	・全国農協信用事業相互援助制度発足	15年	・確定拠出年金の取扱開始 ・第五次全銀システム稼動
49年	・支所をすべて廃止	16年	・JASTEMシステム稼動
51年	・貯金量500億円達成	17年	・ペイオフ全面解禁 ・セブン銀行とのATM提携
52年	・九州地区農協オンラインセンター設立	19年	・新BIS規制の導入 ・ローンセンターの設置
53年	・貯金量1,000億円達成	20年	・JAバンクATMの顧客手数料の全国一律無料化
54年	・全国銀行内国為替制度加盟	21年	・貯金量5,000億円達成
55年	・貯金オンラインシステム稼動	22年	・日本銀行歳入復代理店事務取扱開始
57年	・県内農協貯金ネットサービス取扱開始	23年	・手形交換所準社員銀行として参加 ・JASTEM次期システム稼動 ・年金センターの設置 ・第六次全銀システム稼動
59年	・系統貯金ネットサービス取扱開始 ・貯金量2,000億円達成	24年	・県内JAの定期性貯金の商品統一を開始
60年	・貸出金オンラインシステム稼動 ・市場金利連動型貯金（MMC）取扱開始	25年	・コンビニATM（ローソン・イーネット）提携
61年	・自由金利型定期貯金取扱開始	26年	・法人JAネットバンクサービス開始
62年	・第三次全銀システム稼動 ・宮崎地域CDネットサービス（MCS）取扱開始 ・信連内OAシステム稼動	27年	・JAバンクでんさいサービス開始 ・貯金量6,000億円達成
63年	・国債等公共債の窓口販売業務取扱開始 ・受託貸付金オンラインシステム稼動	28年	・県内JAネットローン取扱開始
平成元年	・特定信連として指定 ・貯金量3,000億円達成	29年	・県内JAネットバンク月額利用料一律無料化
2年	・業態間CDオンライン提携（MICS）	30年	・マネー・ローンダリング等への対応を強化
3年	・自動化機器の日曜日稼動 ・外貨両替業務取扱開始	令和元年	・JAバンクアプリサービス開始 ・第七次全銀システム稼動
5年	・宮崎市霧島1丁目1番地1へ新築移転	2年	・新型コロナウイルス対策資金創設
6年	・流動性預貯金金利の自由化（預貯金金利完全自由化） ・貯金量4,000億円達成		
7年	・第四次全銀システム稼動		
8年	・新オンラインシステム稼動		
9年	・自動化機器の祝日稼動		
10年	・クレジットカード会社との自動キャッシングサービス取扱開始 ・宮崎県信用農業協同組合連合会創立50周年		

組織

●機構図

(令和3年7月1日現在)



●役員構成

(令和3年7月1日現在)

【経営管理委員】

役 職 名	氏 名
経営管理委員会会長	栗 原 俊 朗
経営管理委員会副会長	藤 本 隆 康
経 営 管 理 委 員	久 保 順 一
経 営 管 理 委 員	楠 田 富 雄
経 営 管 理 委 員	本 多 久 巳 典
経 営 管 理 委 員	小 吹 敏 博
経 営 管 理 委 員	福 良 公 一

【理事】

役 職 名	氏 名
代 表 理 事 理 事 長	迫 義 文
常 務 理 事	村 角 浩 史
常 務 理 事	甲 斐 哲 也

【監事】

役 職 名	氏 名
代 表 監 事	福 井 芳 利
監 事	井 上 文 男
常 勤 監 事	三 秋 芳 郎
員 外 監 事	清 家 秀 夫

●会員数

資 格 別	令和 3 年 3 月末	令和 2 年 3 月末
正 会 員	20	20
准 会 員	22	22
合 計	42	42

●職員数

区 分	令和 3 年 3 月末	令和 2 年 3 月末
参 事	0	0
男 子 職 員	73 (4)	78 (8)
女 子 職 員	35 (2)	34 (1)
合 計	108 (6)	112 (9)

() うち嘱託常傭人

■ 特定信用事業代理業者の状況

該当する取引はありません。

■ 店舗等のご案内

● 店舗一覧

(令和3年7月1日現在)

店 舗 名	所 在 地	代表電話番号
本 所	宮崎市霧島 1 丁目 1 番地 1	0985 (31) 2062

● 協同会社

(令和3年3月31日現在)

名称	所在地	設立年月日	資本金	当会出資比率	業務内容
㈱九州地区農協 オンラインセンター	福岡市南区横手 2 - 13 - 35	昭和 52 年 10 月 1 日	85 億円	12.44%	九州地区の農協・ 農協連合会業務の 電算機による処理

● 自動化機器の設置状況

ATM（現金自動預入・支払機）の設置台数

(令和3年7月1日現在)

区分	機種	店舗内	店舗外
J A 設置	A T M	91	47 (6)
信連設置	A T M	2	1 (1)

() うち共同設置台数

自動化機器設置状況一覧表

(令和3年7月1日現在)

JA名	店舗名 (設置場所)	機種	稼動時間帯			
			平日	土曜日	日曜日	祝日
宮崎中央	本店	ATM	8:00~19:00	9:00~17:00	9:00~17:00	9:00~17:00
	コア花ヶ島	ATM	8:00~18:00	9:00~17:00	—	—
	宮崎	ATM	8:00~21:00	9:00~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00
	イオン宮崎SC	ATM	9:00~22:00	9:00~22:00	9:00~22:00	9:00~22:00
	大淀	ATM	8:00~19:00	9:00~17:00	9:00~17:00	9:00~17:00
	大塚	ATM	8:00~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00
	生目	ATM	8:00~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00
	倉岡	ATM	8:00~18:00	9:00~17:00	9:00~17:00	9:00~17:00
	北	ATM	8:00~19:00	9:00~17:00	9:00~17:00	9:00~17:00
	住吉	ATM	8:00~19:00	9:00~17:00	9:00~17:00	9:00~17:00
	蓮ヶ池	ATM	8:00~19:00	9:00~17:00	9:00~17:00	9:00~17:00
	宮崎宮農センター	ATM	8:00~18:00	9:00~15:00	9:00~12:00	9:00~12:00
	南宮崎	ATM	8:00~21:00	9:00~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00
	南宮崎宮農センター	ATM	8:00~18:00	9:00~15:00	9:00~12:00	9:00~12:00
	加納	ATM	8:00~19:00	9:00~17:00	9:00~17:00	9:00~17:00
	赤江	ATM	8:00~19:00	9:00~17:00	9:00~17:00	9:00~17:00
	ニトリモール	ATM	9:00~21:00	9:00~21:00	9:00~21:00	9:00~21:00
	赤江南	ATM	8:00~19:00	9:00~17:00	9:00~17:00	9:00~17:00
	恒久	ATM	8:00~19:00	9:00~17:00	9:00~17:00	9:00~17:00
	木花	ATM	8:00~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00
	内海	ATM	8:00~18:00	9:00~17:00	9:00~17:00	9:00~17:00
	青島	ATM	8:00~18:00	9:00~17:00	9:00~17:00	9:00~17:00
	田野	ATM	8:00~21:00	9:00~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00
	佐土原	ATM	8:00~21:00	9:00~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00
	野菜集送センター	ATM	8:00~18:00	9:00~15:00	9:00~12:00	9:00~12:00
	那珂	ATM	8:00~19:00	9:00~17:00	9:00~17:00	9:00~17:00
	西佐土原	ATM	8:00~19:00	9:00~17:00	9:00~17:00	9:00~17:00
	高岡	ATM	8:00~21:00	9:00~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00
	穆佐	ATM	8:00~19:00	9:00~17:00	9:00~17:00	9:00~17:00
	国富	ATM	8:00~21:00	9:00~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00
	八代	ATM	8:00~19:00	9:00~17:00	9:00~17:00	9:00~17:00
	木脇	ATM	8:00~19:00	9:00~17:00	9:00~17:00	9:00~17:00
	森永	ATM	8:00~19:00	9:00~17:00	9:00~17:00	9:00~17:00
綾町	本所	ATM	8:45~19:00	9:00~17:00	9:00~17:00	9:00~17:00
西都	中央	ATM	8:45~21:00	9:00~17:00	9:00~17:00	9:00~17:00
	Aコープさいと	ATM	8:45~21:00	9:00~17:00	9:00~17:00	9:00~17:00
	三財	ATM	8:45~21:00	9:00~17:00	9:00~17:00	9:00~17:00
	西米良	ATM	8:45~17:30	9:00~17:00	—	—
児湯	本所	ATM	8:45~19:00	9:00~18:00	9:00~18:00	9:00~18:00
	新富	ATM	8:45~19:00	9:00~18:00	9:00~18:00	9:00~18:00
	木城	ATM	8:45~19:00	9:00~18:00	9:00~18:00	9:00~18:00
	新田	ATM	8:45~18:00	9:00~18:00	—	—
	上新田	ATM	8:45~18:00	9:00~18:00	—	—

(令和3年7月1日現在)

JA名	店舗名 (設置場所)	機種	稼動時間帯			
			平日	土曜日	日曜日	祝日
尾 鈴	本 所	A T M	8:45～19:00	9:00～19:00	9:00～19:00	9:00～19:00
	都 農	A T M	8:45～19:00	9:00～19:00	9:00～19:00	9:00～19:00
は ま ゆ う	日 南	A T M	8:45～20:00	9:00～17:00	9:00～17:00	9:00～17:00
	飫 肥	A T M	8:45～20:00	9:00～17:00	9:00～17:00	9:00～17:00
	吾 田	A T M	8:45～20:00	9:00～17:00	9:00～17:00	9:00～17:00
	北 郷	A T M	8:45～20:00	9:00～17:00	9:00～17:00	9:00～17:00
	南 郷	A T M	8:45～20:00	9:00～17:00	9:00～17:00	9:00～17:00
	串 間	A T M	8:45～20:00	9:00～17:00	9:00～17:00	9:00～17:00
串間市大東	本 所	A T M	8:45～20:00	9:00～18:00	9:00～18:00	9:00～18:00
	本 所 (大 平)	A T M	8:45～18:00	9:00～17:00	9:00～17:00	9:00～17:00
都 城	本 所	A T M	8:45～20:00	9:00～19:00	9:00～19:00	9:00～19:00
	姫 城	A T M	8:45～19:00	9:00～17:00	9:00～17:00	9:00～17:00
	五 十 市	A T M	8:45～20:00	9:00～17:00	9:00～17:00	9:00～17:00
	沖 水	A T M	8:45～19:00	9:00～17:00	9:00～17:00	9:00～17:00
	都 北 事 業 所	A T M	9:00～19:00	9:00～17:00	9:00～17:00	9:00～17:00
	志 和 池	A T M	8:45～19:00	9:00～17:00	9:00～17:00	9:00～17:00
	梅 北	A T M	8:45～19:00	9:00～17:00	9:00～17:00	9:00～17:00
	安 久	A T M	8:45～19:00	9:00～17:00	9:00～17:00	9:00～17:00
	庄 内	A T M	8:45～19:00	9:00～17:00	9:00～17:00	9:00～17:00
	西 岳	A T M	8:45～19:00	9:00～17:00	9:00～17:00	9:00～17:00
	三 股	A T M	8:45～20:00	9:00～17:00	9:00～17:00	9:00～17:00
	三 股 町 役 場	A T M	9:00～18:00	—	—	—
	三 股 (蓼 池)	A T M	9:00～18:00	9:00～17:00	9:00～17:00	9:00～17:00
	山 之 口	A T M	8:45～19:00	9:00～17:00	9:00～17:00	9:00～17:00
	高 城	A T M	8:45～19:00	9:00～17:00	9:00～17:00	9:00～17:00
	中央支所 (グリーンセンター)	A T M	9:00～17:30	9:00～17:30	9:00～17:30	9:00～17:30
	有 水 出 張 所	A T M	8:45～19:00	9:00～17:00	9:00～17:00	9:00～17:00
	山 田	A T M	8:45～19:00	9:00～17:00	9:00～17:00	9:00～17:00
	北 部 支 所	A T M	8:45～19:00	9:00～17:00	9:00～17:00	9:00～17:00
	高 崎	A T M	8:45～19:00	9:00～17:00	9:00～17:00	9:00～17:00
	高 崎 (江 平)	A T M	9:00～18:00	9:00～17:00	9:00～17:00	9:00～17:00
こ ば や し	東 支 所	A T M	8:30～17:00	—	—	—
	西 支 所	A T M	8:30～17:00	—	—	—
	北 支 所	A T M	8:30～20:00	9:00～17:00	9:00～17:00	9:00～17:00
	北 (須 木)	A T M	8:30～17:00	—	—	—
	中 央	A T M	8:30～20:00	9:00～17:00	9:00～17:00	9:00～17:00
	中 央 (駅 前)	A T M	8:30～20:00	9:00～17:00	9:00～17:00	9:00～17:00
	高 原	A T M	8:30～20:00	9:00～17:00	9:00～17:00	9:00～17:00
	高 原 (後 川 内)	A T M	8:30～17:00	—	—	—
	野 尻	A T M	8:30～20:00	9:00～17:00	9:00～17:00	9:00～17:00
	野 尻 (三 ヌ 野 山)	A T M	8:30～17:00	—	—	—

(令和3年7月1日現在)

JA名	店舗名 (設置場所)	機種	稼動時間帯			
			平日	土曜日	日曜日	祝日
えびの市	野 尻 (紙 屋)	A T M	8:30~17:00	—	—	—
	本 店	A T M	8:45~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00
	飯 野	A T M	8:45~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00
	加 久 藤	A T M	8:45~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00
	真 幸	A T M	8:45~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00	9:00~19:00
延 岡	伊 形 (土 々 呂)	A T M	8:30~18:00	—	—	—
	A コ ー プ ー ケ 岡	A T M	8:30~21:00	8:30~21:00	8:30~21:00	8:30~21:00
	恒 富	A T M	6:00~23:00	6:00~23:00	7:00~23:00	7:00~23:00
	イ オ ン 延 岡	A T M	9:00~21:00	9:00~21:00	9:00~21:00	9:00~21:00
	コープみやざき浜町店	A T M	7:00~20:00	7:00~20:00	7:00~20:00	7:00~20:00
	東 延 岡	A T M	8:30~22:00	8:30~22:00	8:30~22:00	8:30~22:00
	岡 富	A T M	6:00~23:00	6:00~23:00	7:00~23:00	7:00~23:00
	マックスバリュー	A T M	6:00~23:00	6:00~23:00	7:00~23:00	7:00~23:00
	富美山地区コミュニティセンター	A T M	9:00~18:00	9:00~18:00	9:00~18:00	9:00~18:00
	南 方	A T M	6:00~23:00	6:00~23:00	7:00~23:00	7:00~23:00
	南 方 (平 田)	A T M	8:30~20:00	8:30~20:00	8:30~20:00	8:30~20:00
	東 海	A T M	8:30~20:00	8:30~20:00	8:30~20:00	8:30~20:00
	A コ ー プ 桜 ケ 丘	A T M	8:30~20:00	8:30~20:00	8:30~20:00	8:30~20:00
	北 方	A T M	8:30~20:00	9:00~17:00	9:00~17:00	9:00~17:00
	北 川	A T M	8:30~20:00	9:00~17:00	9:00~17:00	9:00~17:00
	北 浦	A T M	7:00~20:00	9:00~17:00	9:00~17:00	9:00~17:00
日 向	日 向	A T M	8:45~20:00	9:00~17:00	9:00~17:00	9:00~17:00
	八 菜 館 ひ ゅ う が 店	A T M	8:45~20:00	9:00~17:00	9:00~17:00	9:00~17:00
	岩 脇	A T M	8:00~19:00	9:00~17:00	—	—
	美 々 津	A T M	8:45~20:00	9:00~17:00	9:00~17:00	9:00~17:00
	日 知 屋	A T M	8:00~19:00	9:00~17:00	—	—
	財 光 寺	A T M	8:00~19:00	9:00~17:00	—	—
	A コ ー プ ひ ら	A T M	8:45~20:00	9:00~17:00	9:00~17:00	9:00~17:00
	塩 見	A T M	8:00~20:00	9:00~17:00	9:00~17:00	9:00~17:00
	門 川	A T M	8:45~20:00	9:00~17:00	9:00~17:00	9:00~17:00
	東 郷	A T M	8:00~19:00	9:00~17:00	—	—
	南 郷	A T M	8:00~19:00	9:00~17:00	—	—
	西 郷	A T M	8:00~19:00	9:00~17:00	—	—
	北 郷	A T M	8:00~19:00	9:00~17:00	—	—
	諸 塚	A T M	8:00~19:00	9:00~17:00	—	—
	椎 葉	A T M	8:00~19:00	9:00~17:00	—	—
高千穂地区	本 所	A T M	7:00~18:00	7:00~18:00	7:30~18:00	7:30~18:00
	A コ ー プ 高 千 穂	A T M	9:30~20:00	9:30~20:00	9:30~20:00	9:30~20:00
	玄 武 山	A T M	8:15~18:00	8:15~17:00	8:15~17:00	8:15~17:00
	岩 戸	A T M	8:15~18:00	8:15~17:00	8:15~17:00	8:15~17:00
	日 之 影	A T M	8:15~18:00	8:15~17:00	8:15~17:00	8:15~17:00
	A コ ー プ 五 ケ 瀬	A T M	8:15~18:00	8:15~17:00	8:15~17:00	8:15~17:00
信 連	本 所	A T M	8:00~21:00	9:00~17:00	9:00~17:00	9:00~17:00

※共同設置で他行幹事行のものは除いています。

【索引】

このディスクロージャー誌は、農業協同組合法第54条の3に基づき作成しておりますが、農業協同組合法施行規則における各項目は以下のページに記載しております。

単体開示項目（農業協同組合法施行規則第204条関連）

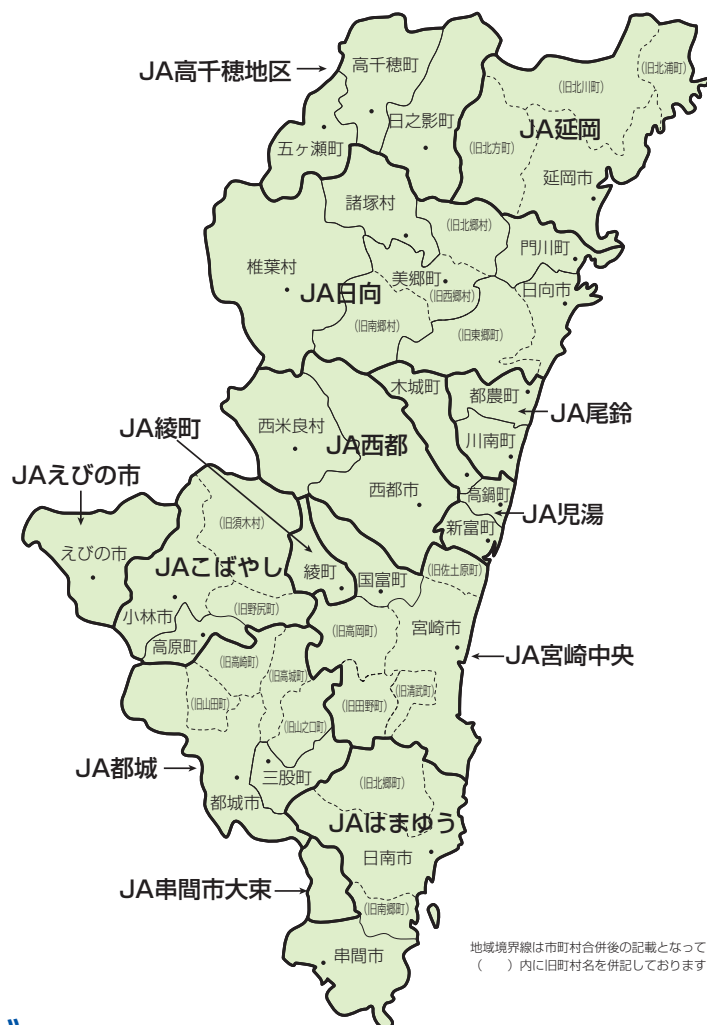
1 概況および組織に関する事項	
（1）業務の運営の組織	69
（2）理事、経営管理委員および監事の氏名および役職名	70
（3）事務所の名称および所在地	71
（4）特定信用事業代理業者に関する事項	70
2 主要な業務の内容	18～22
3 主要な業務に関する事項	
（1）直近の事業年度における事業の概況	11～12
（2）直近の5事業年度における主要な業務の状況	42
a 経常収益	
b 経常利益	
c 当期剰余金	
d 出資金および出資口数	
e 純資産額	
f 総資産額	
g 貯金等残高	
h 貸出金残高	
i 有価証券残高	
j 単体自己資本比率	
k 剰余金の配当の金額	
l 職員数	
（3）直近の2事業年度における事業の状況	
a 主要な業務の状況を示す指標	42～43
b 貯金に関する指標	43
c 貸出金等に関する指標	44～47
d 有価証券に関する指標	48
4 業務の運営に関する事項	
（1）リスク管理体制	3
（2）法令遵守の体制	4
（3）中小企業の経営の改善および地域の活性化のための取組の状況	15～16
（4）苦情処理措置および紛争解決措置の内容	7
5 直近の2事業年度における財産の状況に関する事項	
（1）貸借対照表、損益計算書および剰余金処分計算書	26、27、29
（2）貸出金のうち次に掲げるものの額およびその合計額	46
a 破綻先債権に該当する貸出金	
b 延滞債権に該当する貸出金	
c 3カ月以上延滞債権に該当する貸出金	
d 貸出条件緩和債権に該当する貸出金	
（3）元本補てん契約のある信託にかかる貸出金に係る事項	47

(4) 自己資本の充実の状況	51 ~ 54
(5) 取得価額または契約価額、時価および評価損益	49 ~ 50
a 有価証券	
b 金銭の信託	
c デリバティブ取引	
d 金融等デリバティブ取引	
e 有価証券関連店頭デリバティブ取引	
(6) 貸倒引当金の期末残高および期中の増減額	47
(7) 貸出金償却の額	47
(8) 会計監査人の監査を受けている旨	41

その他重要な事項（農業協同組合法施行規則第 207 条）

役員等の報酬体系	66
信連の概要	68 ~ 71

宮崎県のJA



◎よりぞう

[ホームページ](#)

当会およびＪＡバンク宮崎の情報はインターネットでご覧いただけます。



JA宮崎信連のホームページアドレス
<http://shinren.ja-miyazaki.jp/>



JAバンク宮崎のホームページアドレス
http://ja-bank.ja-miyazaki.jp/

LINE@ × @jabkmiyazaki

今すぐお友だち登録！ お得な情報を手に入れよう。



お友達になっ
てお得な情報を
GETしよう!

